

令和８年６月定例会 一般質問

質問議員	質問 順	質問 番号	質 問 事 項	ページ 数
お 太 田 昭 仁 あきひと しょうに	1	1	上ノ国型コンパクトシティ構想は	3
		2	上ノ国産ワインの展望は	5
		3	兼業農家の育成は	7
いわ 岩 田 靖 やすし けい	2	1	指定避難所の防災倉庫の必要性について	9
		2	福祉避難所について	10
		3	上ノ国地区の避難階段の設置の必要性について	12
		4	熊対策における民有地の草刈りについて	13
		5	旧笹浪家前の国道に横断用信号機を	15
かわ 川 島 忠 治 ちゅうじ だて	3	1	「子ども・子育て支援金」と年金生活者の負担軽減について	17
		2	町営中央区団地の共用玄関（入口付近）の除雪対策について	20
		3	生活困窮者等へのＬＥＤ照明切り替え費用の助成について	21
こ 小 間 均 ひとし なるみ	4	1	デマンド交通「カミＧＯ」の運行状況等について	25
ひ 久 末 育 応 いくお なるみ	5	1	上ノ国中学校体育館及び武道場の水銀灯照明の安全対策について	27
なか 仲 澤 嘉 彦 よしひこ かつら	6	1	介護施設の冷房設備設置について	29
		2	鳥獣被害防止対策について	31
ふ 福 原 賢 孝 よしだ けんこう	7	1	事前復興まちづくり計画の策定について	35
		2	ふるさと住民登録制度による関係人口の創出について	36

		3	檜山沖洋上風力発電と連動した再エネ地産地消の町づくりについて	37
		4	SNS時代に対応した危機管理マニュアルの整備状況について	38
		5	「洋上風力人材育成コンソーシアム」発足と檜山沖洋上風力事業について	40
かたいし 片石 てつひこ 鉄彦	8	1	町財政の健全化について	44
		2	空き家対策に発想の転換を	46

質問 1 上ノ国型コンパクトシティ構想は

コンパクトシティ構想は、人口減少や高齢化が進行し、持続的な行政運営が危うくなっていくことが予想されるなかで、地域の生活の質の向上や住民福祉の増進が実現できるよう、積極的に縮小を見据えて経営を転換していく手段の一つであると言われております。コンパクトシティにすることのメリットは何か。その代表例として、一定地域に人口を集めることで、生活利便性の確保や行政運営の効率化、除排雪経費の削減、中心地商店街活性化などが挙げられるところであります。

全国で最もコンパクトシティづくりに成功している自治体の一つであります、富山市では、中心地区について、建設業者向けの支援として、少し古い数字でございますが、共同住宅の建設費助成（100 万円/戸）、優良賃貸住宅の建設費助成（120 万円/戸）など、また、市民向けの支援として、戸建て住宅または共同住宅の購入費等の借入金に対する助成（50 万円/戸）、中心地区への転居による家賃助成（1 万円/月、3 年間）、リフォーム補助（30 万円/戸）などを設けております。当然、中心地以外にも、人々の生活やさまざまな活動が存在しているわけで、それを改めて集約化するということは、これまで経験したことのない難題でもございます。

そもそも本町につきましては、中心地といわれる大留地区以外に、地域の拠点になっている地区が点在しており、コンパクトシティを実現するうえで、中心地に集中するような構造を目指すことは、あまり現実的ではありません。しかしながら、前述の通り、これから人口減少や高齢化が進行していく中で、上ノ国型コンパクトシティ構想の必要性について町ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

答弁 ▼ 町長

人口減少と少子高齢化が深刻化する中におきましても、住民生活の利便性を確保し、持続可能な行政運営を維持していくことは、本町にとっても極めて重要な課題であると認識しております。

コンパクトシティ構想は、一定のエリアに人口や都市機能を誘導することで、生活の利便性を向上させるとともに、行政運営の効率化などに寄与するものであります。

しかしながら、本町のように生活拠点が点在する地域におきましては、誘導区域外となった周辺地域のさらなる衰退や孤立化を招くおそれがあり、コミュニティの維持や物理的な集約が困難であることから、一極集中型の都市モデルの導入はなじまないものと考えております。

議員ご提案の趣旨も踏まえますと、本町においては、行政、医療、買物等の生活機能については役場周辺を中心に一定程度集約される一方で、各地区の生活を公共交通や地域支援の仕組みにより支える形が現実的であると考えております。

町といたしましては、今後の人口動態や公共施設のあり方、地域公共交通、生活サービスの維持などを総合的に勘案しながら、本町の実情に即した持続可能なまちづくりの方向性について検討してまいります。

再質問

コンパクトシティを勧める要因としましては、先ほども言ったとおり人口減少対策や地域活性化などの行政課題に対応することなどが挙げられておるところでございます。

まず、その点で以前につきましては、道路を建設し車を走らせて町を広げるというものであったのに対し、これからは町を広げたり道路を増やしたりする時代ではないとの指摘がありますので、つまり、住民生活に重大な問題が発生する場合を除き、例えばですよ、3本の道路があったとします。なんらかの事情により1本が通れなくなったとしても、残りの2本の道路を通してくださいよという、これ一つの例として、このようにコンパクトな町を形成するにはどうしていくべきかという考え方を取り入れることも必要ではないかと思いますが、いかがかお伺いいたします。

答弁 ▼ 副町長

今、太田議員の方から質問あった、ちょっと私的にはコンパクトシティとはちょっと違う視点のような考え方だと思うんですけど、今、太田議員の方では、同じ到着地に対して道路が複数本あったときですね、その全てを直すんでなくて、一部の道路だけ直して、一部は直さない方法もあるんじゃないかということのご質問だったんですけど、ただ、うちの今の集落の現状を見るとですね、それぞれの道路に民家が接しているような状況が多々見受けられます。

そのような状況の中でですね、一部の道路だけ直さないという状況であればですね、その接している民家への多大な影響もあると思いますので、状況によってはですね、そこに住んでる方が、例えば家が建っていたとしても空家になっている状況とか、そういう現状を把握しながら、太田議員の言われる部分を参考にしながら、町としては、町民の生活に影響を与えないような状況で整備していく考え方しております。

再々質問

コンパクトシティにつきましては、ゴールではなく、あくまでも手段でございます。今後の人口減少と高齢化によって直面する行政課題の危機に対し、町をコンパクト化していくという目標を設定することで、持続性にただ望みを繋いでいるにすぎません。その町にとって、コンパクトとはなにかということ、それによって町をどのようなよい変化をもたらしたいのかという、その具体的なゴールを描くことも町としては必要ではないのかなと思うんですが、その点ではいかがですか。

答弁 ▼ 副町長

私もコンパクトシティについては、反対する考え方はありません。十分理解しております。将来的な財政の状況などを考えると、そういう方向も必要なこともあると思ってます。

ただ、どうしてもうちの町の町民の意識としては、やはり昔ながらの

	土地を、そこを守っていきたいという、そういう方々が多いというふうに考えております。そういう状況の中では、方向性としてはそういうふうにはいきたいんですけど、町の方が主導的な立場でコンパクトシティに向けるような形では、なかなか町民の理解が得れないのかなとは思ってます。 ただ、一部ですね、やはり今後高齢化が進んできて、なおかつ人口がどんどん減っていて、例えば集落に誰も住まないような状況、また、少数になったとき、町民の理解が得れるのであれば、そのようなことも検討することにはなると考えております。
質問 2	上ノ国産ワインの展望は
	町は、令和3年に旧湯ノ岱小学校を改修し、ワイン工場は延床面積 525 平米で、年間生産能力は 750 ミリリットルで 5 万 5,300 本。サテライトオフィスは延床面積 900 平米、ワイン販売所 1 室、個室 8 室、グループ用居室 2 室などを整備しております。総工事費は 2 億 9,488 万 8 千円で、その財源内訳は、国費が 1 億 4,311 万 7 千円、町費が 1 億 5,177 万 1 千円となっており、町費のうち過疎債につきましては 1 億 3,770 万円であります。 また、事業推進のため、醸造・熟成・製品化に必要な備品やワイン製造設備備品のほか、ブランド化戦略、市場調査、パンフレット作成、ワイン教室などを実施し、事業費は 2 億 3,430 万 9 千円で、国費 1 億 2,131 万 3 千円、町費 1 億 1,299 万 6 千円となっております。運営につきましては、上ノ国開発株式会社で、その実施体制は、社長 1 名、醸造・畑担当 2 名、宿泊・事務担当 2 名、事業管理・広報担当 1 名でございます。道内のワイナリーは 75 力所で、10 年で 2.5 倍に増えている一方、国内のワイン消費量は微減傾向にあり、小売店には低価格輸入ワインもございます。 このようなことから、市場開拓は重要で、多様な試飲会や商談会などを通じて販路拡大を図ることが必要と思うほか、ぶどう圃場の管理方法や今後の売上計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。 また、さらに町として、池田町のように海外のワイン醸造所への農業研修や、専門指導員のもと苗の栽培指導のほか、販売などについて、どのように考えているのかお伺いいたします。
	答弁 ▼ 町長
	ワイナリー及びサテライトオフィス事業につきましては、令和 8 年 2 月に開催された産業福祉常任委員会において、運営会社より事業の現状と今後の展開について報告され、議員におかれましては委員としてご出席いただき、ご確認されているものと承知しております。 改めて申し上げますと、上ノ国ワイナリーは町が整備した施設を上ノ国開発株式会社に貸し付け、同社が運営しているものであり、事業運営は同社が主体的に行っているものであります。町は協定に基づき、側面から連携・協力する立場であります。 同社における市場開拓・販路拡大につきましては、道内外のワインイベントへの参加・出展、EC サイト及び主要モールでの販売、ふるさと納税サイトでの取り扱いのほか、ワイン教室の開催や宿泊型ワイン研修ツアー、バイヤー向けモニターツアーなど、多角的な取組を展開していると

ころであります。

また、ぶどう圃場の管理につきましては、醸造・畑担当職員が剪定、除草及び病虫害防除等の年間作業を計画的に実施しており、本年はいよいよ自社栽培ぶどうの本格的な収穫が見込まれているところであります。

同社の売上計画につきましては、同委員会で報告されたとおり、令和 12 年度に総売上 1 億 1 千万円超、生産本数 5 万本以上を目標としており、卸売基盤の構築から段階的に直販・E C 比率を高めていく計画であります。

同委員会においてご指摘のあった、補助金に依存しない自立した運営体制の構築、ぶどう栽培の安定的な生育管理、町民が購入しやすい価格設定につきましては、町内飲食店等との連携や町民がワインに親しむ機会の創出も含め、引き続き運営会社への働きかけを継続するとともに、国及び道の補助制度の情報提供や農業振興施策との連動を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

再質問

ワインの関係でございますが、池田町では栽培の指導のために農家を回ったり、ブドウの研究のままだと町の予算をかなり使わなくてはならないわけです。売りながら当然研究を続けるとか、自らワインをつくって自ら売る。前代未聞の事業に乗り出したのが池田町でございます。

町は、答弁からいくと連携、協力する立場でありますと答弁しておりますが、もう少し強かに運営会社と一体となって推し進めるべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。

答弁 ▼ 政策推進室長

答弁でもありますとおり、今後、補助政策も含めてですね、関係する事業者等、情報提供求めてそういった支援を行ってまいりたいと思います。

再々質問

20 年くらい前にですね、南部檜山で農業改良普及センターが勧めではじめた法人がたしか野菜が、皮物の栽培があまり良くなかったもんですから、良くなかったというか成功しなかったもんですから、大変心配して危惧しております。

そのような点で、多額の国費や町費を補助してるわけでありますので、やっぱり運営会社は努力してるってよくなかったということにはならないのかなというふうに心配してるわけでございます。そのような点で、再度答弁をお願いいたします。

答弁 ▼ 政策推進室長

今の質問ですが、現在上ノ国ワイナリーに関しては、まだ自社製のブドウというか、その辺はまだ収穫できてない状況でありますので、まず、今までは買いブドウということで、それなりの収益性というのも見込まれない状況があったと思いますけども、今後はその点も含めて支援していきたいと思いますので、その都度、そのとき判断してまいりたいと思います。

質問 3	兼業農家の育成は
	サラリーマンなどが農業に転職する場合の必要資金は、設備投資とランニングコストを勘案すれば 2,000 万円以上が理想であります。現実には 1,000 万円用意できればいいところで、多くの新規就農者は 800 万円以下の就農資金でスタートすることが多いと言われています。当然、資金繰りが苦しくなることがよくあります。そうしたリスクを軽減する方法として、当初は兼業農家として就農するのは悪い選択ではないと思います。兼業農家も、公務員や建設及び土木作業員など実に多様だと思います。こうした兼業農家の中には、確かにやる気がなく、今の農地の面倒を見てくれるなら無料で貸してもいいという人もいますが、本業ないしはそれに近い思いを農業に置いている人もいます。 以前、初めから農業一本でやっていくのは難しくて兼業で農業を続けていくという選択に「半農半×（エックス）」が話題になったことがあり、×には農業と兼業できる何かの職が入るわけです。そんな言葉ができる前から、「半農半×」を実践していた人の中には、下手な専業農家以上の篤農家もいたと聞いています。こうしたやる気のある兼業農家の育成には、本町に十分な雇用があるので成立するものと思います。株式会社などを中心とした大規模農業を柱とする農業振興策のほかに、担い手対策の一つとして兼業農家の育成について、どのように考えているのかお伺いいたします。
	答弁 ▼町長
	本町における農業政策といたしましては、土づくり推進、ほ場改良及び新規導入作物種子・種苗代助成等の各種事業をはじめ、施設栽培作付拡大促進事業及び農業経営維持強化支援事業、更には 6 次産業の推進に向けた特産品開発等支援事業など、多岐に亘って農家の所得向上、経営の安定化を推進してまいりました。 また、担い手対策としては、50 歳以下の農業後継者及び新規就農者を対象とした、農業後継者等支援事業なども実施しております。 兼業農家につきましては、農地の維持や地域農業の担い手確保に一定の役割を果たすものと認識しております。また、農家それぞれが自らの目指す形態により営農する中で、その形態の一つとして第 1 種兼業農家、第 2 種兼業農家、更に「半農半×」の考え方があるものと認識しております。 本町といたしましては、兼業農家であっても営農計画を作成し販売農家を目指す場合には、既存の制度の中で対応できるものと考えていることから、現時点においては兼業農家に特化した育成制度の創設は検討しておりません。
	再質問
	兼業農家の育成なんです。例えば 100 ヘクタールの水田に対して、当時は 1 農家 1 ヘクタールつくっていたとします。その農家は当然 100 件存在していましたが、農地が当然、集積や集約するわけですから、1 農家 20 ヘクタールつくるようになれば農家は 5 件あればいいんです。農業人口が減る

のは当たり前で、この例からいくと、95 件の農家は地元で他の仕事を見つけるか、雇用を求めて他の地域に出て働くわけです。

だから、このようなことから、この質問というのは地域の農業地コミュニティを維持する観点から、Uターンで家元を就農する場合は別として、新規就農には多額の資金がかかるものですから、担い手確保対策の一つとして兼業農家を育成することも重要であるということをいってるわけなんです、その点についてお伺いいたします。

答弁 ▼ 農林課長

ただ今のご質問ですけれども、担い手対策の一環として兼業農家を育成すべきということによろしいですね。

町の農業政策っていうのは、あくまでも農業を経営して生業としてですね、農業販売を得て生活する人。あとはその収入を向上させていくことが政策目標だというふうに考えております。

そういった中で、兼業だとかそれぞれのライフスタイルによって営農ってされてるかと思うんですが、担い手対策という観点からそういった対策を講じるっていうことは、今現在は考えておりません。

質問 1 指定避難所の防災倉庫の必要性について

日本では自然災害が毎年のように発生し、いつどこで被災してもおかしくありません。災害そのものを未然に防ぐことはできませんが、必要な準備を整えることで、被害を最小限に抑えることが可能です。地域住民が互いに助け合い、命を守るためにも、防災倉庫は重要な役割を担います。災害発生時に必要な物資が不足したり数が足りなかったりすることがないよう、地域の実情に合わせて適切な備蓄品を用意しておく必要があります。

現在、各町内会の集会所で保管・備蓄している防災用品や非常食などは、集会所内の物置などを使用しています。元々集会所で使用するためのテーブルや備品などをしまっておく場所なので、施設内に無理にスペースを確保して収納しているのが実情です。また、水害時に浸水するおそれのある場所に立地する集会所もあることから、災害時にはそれらが使用不可になる場合も想定されます。以上のことから、各指定避難所においても防災倉庫の整備が必要ではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

近年、自然災害が頻発する中、災害時に必要な物資を適切に備蓄し、迅速に供給できる体制を整えることは、極めて重要な課題であると認識しております。

現在、本町では各町内会の集会施設等において防災用品や非常食を備蓄しておりますが、保管スペースの広さや、一部施設における浸水リスクといった課題があることも承知しております。

一方、指定避難所への防災倉庫の整備につきましては、設置費用や維持管理費等の財政負担を伴うことから、その必要性や効率性を十分検討する必要があるものと考えております。

今後におきましては、各指定避難所の立地条件や災害リスク、既存の備蓄体制、保管場所及び備品の状況等を総合的に勘案しながら、全ての指定避難所ではなく、旧中学校区単位などの地域単位で防災倉庫の必要性について調査・検討を進め、より実効性の高い防災体制の構築に努めてまいります。

再質問

防災倉庫は、非常食や保存水だけではなく、簡易トイレや衛生ブルーシート、照明器具や応急救護用品など災害発生時に役立つ防災用品を備蓄しておくための設備です。上ノ国では、集会所の中にはやはりそれぞれ津波や崖崩れ、洪水などのリスクのある場所があります。とはいえ、たしかに集会所を設置するとなると、限られた財政の中でかなり負担がかかってしまいますが、しかしながら、防災のことを観点に考えると、徐々にこれは設置していくのが賢明ではないかと思いますが、前向きな検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

	答弁 ▼ 総務課長 今、質問もありましたとおり、防災倉庫の必要性については答弁でも申し上げましたとおり、必要性は痛感しております。ただ、そういった部分も今後ですね、その辺の必要性ですとか、そういった備品の内容、活用できるそういった財源だとかも、ちょっと検討しながらですね、今後も財政負担を抑えながら防災体制を進めていけるように検討してまいります。
質問 2	福祉避難所について 内閣府防災情報によると、福祉避難所とは災害等発生時に一般の避難所では避難生活に支障が生じる高齢者や障がい者など特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所です。 例えば上ノ国地区の場合、グループホーム「おだやか」では、災害時には現在のところ勝山交流館に避難するということになっておりますが、他の避難者と混在すると収容能力的に非常に手狭になると、2次避難が生じた場合には天候によっては移動が困難になってしまいます。「おだやか」や要援護者が避難する場合、最初から福祉避難所に避難させるべきと思いますが、所見を伺います。
	答弁 ▼ 町長 災害時において、認知症のある高齢者の方々の避難につきましては、一般避難者との混在による精神的負担や避難所全体の収容人数の限界といった課題があることを深く認識しております。 しかしながら、差し迫った災害の脅威から命を守るためには、何よりも迅速な初期避難が最優先となります。そのため、災害の状況や避難者の身体状況、施設の受入体制等を確認しながら、まずは安全な場所へ避難していただくことが重要であると考えております。 本町では、社会福祉法人上ノ国福祉会との間で災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定を締結し、特別養護老人ホーム「かみのくに荘」を福祉避難所として指定していることから、避難の長期化や収容人数の制約、あるいは環境の変化により、指定避難所での継続的な滞在が困難となる方や、より専門的なケアを必要とされる方につきましては、状況を的確に見極めながら、福祉避難所へ「二次避難」として順次移送を行う運用としております。 なお、要援護者の移送につきましては、協定上は原則として家族や支援者が担うこととしておりますが、必要に応じて上ノ国消防署や上ノ国町社会福祉協議会とも連携し、迅速かつ安全な避難支援に努めることとしております。 グループホーム「おだやか」を含む要配慮者利用施設については、個別避難計画や施設ごとの避難方法を確認しながら、初期避難後の福祉避難所への移送体制を整理してまいります。 このように、命を守ることを最優先とした「一時避難」と、継続的なケアを確保するための「二次避難」とを区分した「段階的な避難体制」は、現時点では有効な運用であると考えております。

再質問

現在のおだやかな場合、避難が生じた場合勝山交流館にとりあえず避難することになっています。もちろんかみのくに荘は福祉避難所であることも承知しております。でもですね、仮に避難した場所が勝山交流館になった場合にですね、例えば地域住民もそこに避難するわけですから、かなり混在することが予想されます。また、もし土砂降りの中、二次避難しなきゃいけない場合でもかなり困難になると思われます。そして、なによりもトイレが障がい者用ではないために、例え避難する時間が短時間であってもかなり不便であることは間違いありません。要介護者の人たちも、支える人たちも精神的な負担が大きいのではないかと思います。

もちろん、このかみのくに荘の方にも負担があると思いますが、最初からそちらに避難するべきではないかと思いますが、いかがですか。

答弁 ▼ 総務課長

ただ今のご質問でございますが、やはり、まずは、命を守ることと一時避難所の方に逃げていただくと。その中で、今ありましたとおり要援護者の部分と、通常の一般避難住民との区分けですとか、その辺もやはり狭い施設だと課題にはなってくると思うんですけども、まずは、一時避難所でその辺をしっかりとした区分けして要援護者は要援護者のスペース、通常の避難者という区分けした中でですね、そこで、やはりほんとに福祉避難所へ移送することが必要なのか、いや必要じゃないのかという部分をしっかりと見極めた上で移送していくという形が、やはりベストなのかなというふうに思っております。

再々質問

例えばその施設で受け入れられる状態像や人員配置や設備を踏まえた受け入れ状況などを踏まえて、具体的な受け入れ基準やマニュアルを町が作成するのが望ましいのではないかと思います。

また、先ほど答弁にもあったように、上ノ国消防署や社会福祉協議会など交えた避難訓練が必要だと思います。避難訓練をしてどのような問題があるのかやっぱり出すべきだと思います。また、個々の避難者では要支援者は、例えば福祉避難所を希望って書いたり、最初からそういうふうにしておいた方がわかりやすいのではないかと思います。結局総合的に福祉保健担当専門課などと連携して判断するのが望ましいのではないかと思います。いかがですか。

答弁 ▼ 総務課長

先ほどの答弁とも重なるかもしれないんですけども、やはり、まず先に訓練の方ですね。その辺も今後、地域の課題として、たぶん岩田議員は今ご質問されてると思いますので、そちらの方は、うちの担当の方としてもですね、その辺もしっかり自分たちも自ら足を運んで、その地域の課題を感じるというような取り組みを進めてまいりたいと思います。

二次避難の部分に関しては、やはり、先ほどの答弁でもしましたとおり、

	やはり二次避難所で混雑しては元も子もございませんので、そこらを福祉避難所の方とも、しっかり情報連携し情報共有しながら、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。
質問 3	上ノ国地区の避難階段の設置の必要性について
	近年、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震や、今年 4 月 20 日の津波警報もしくは津波注意報を伴う地震など、大規模な地震が相次いで発生しています。また過去には、東日本大震災や北海道南西沖地震のように、大津波により多くの犠牲者が出ています。 上ノ国地区では、自主防災組織による津波避難訓練において、大洞駐車帯と花沢公園に避難することになっていますが、特に花沢公園へ避難する場合、多くの住民にとって公園までの距離が遠く、到達するまでに相当な時間を要することが確認されています。訓練であるにもかかわらず、特に高齢者の中には、花沢公園まで歩くことができないとして、当初から避難を諦めている方も見受けられます。 本件については以前にも質問いたしました、避難階段の設置が必要と感じていますし、同様の要望を持つ住民も多くいます。町長の所見を伺います。
	答弁 ▼町長
	上ノ国地区における避難階段の設置につきましては、以前「検討する」とご答弁申し上げた経緯を踏まえ、庁内において、地理的条件や避難ルート of 安全性を含め、多角的な視点から慎重に検討を重ねてまいりました。 その検討の結果についてでございますが、当該地区におきましては、指定避難場所まで到達しなくとも、最寄りの国道まで避難することにより、現時点で設定されている津波の想定浸水区域から外れることが確認されております。 避難行動において最も重要なことは、命を守るための安全な高さへ退避することです。その観点からは、国道への避難により一定の安全性を確保できることから、現時点においては、新たな避難階段の設置の必要性は低いものと判断いたしました。ただし、避難訓練の結果や住民の避難行動、津波想定の見直し等を踏まえ、必要が生じた場合には改めて検討してまいります。 当面の間は、住民の皆様が指定避難場所への到達にこだわるあまり避難行動をためらうことのないよう、「まずは近くの国道など安全な高さのある場所へ迅速に避難することが有効である」という具体的な避難行動について、自主防災組織とも緊密に連携しながら、丁寧な周知徹底を図ってまいりたいと考えております。 なお、既存の避難階段につきましては、津波発生時に高台へ避難する重要な施設であり、これまでの答弁でも申し上げているとおり、高齢化の状況等も踏まえながら、維持管理や必要な改善に努めてまいります。
	再質問
	避難階段の設置についてですが、これ実はハザードマップを見ると、こ

	の地震想定でF 17、18 っていうのがあるんですけども、それぞれが、例えば津波が発生した場合、波が到達する時間が 13 分で、遡上高が9メートルとか、もしくは7分で到達して 8.8 メートルって想定されています。国道の高さっていうのはたしか標高7メートルぐらいになると思うんですけども、やはり、こういう津波が発生した場合は、国道をゆうに超えることは想像されます。 あくまでもハザードマップの時間ですけども、やはりこの短い時間でそのような津波が発生した場合に、高いところの国道はたしかに高いんですけども、そこまで行くのもちょっと困難な場合も想定されます。 やはりそれでも、避難段階の必要性はあると言えるのではないのでしょうか。いかがですか。
	答弁 ▼ 総務課長
	浸水する場所にもよるとは思うんですけども、当然必要な箇所、必要じゃない箇所あると思います。 そういった中で、行政としましても現段階では国道の高さまでが、まず安全な高さであるので、そちらの方に避難していただきたいというふうに答弁させていただいております。 国道が浸水なるっていうことになると、上ノ国地区全地区になってしまうという形にもなりますので、まずはしっかり、その地区、地区の状況も把握しながら、自主防災組織さんとか、町内会さんとかと意見交換しながら、その辺をしっかりと整備していければなという、前向きな計画にしていけるような形でいければいいかなというふうに思ってます。
質問 4	熊対策における民有地の草刈りについて
	昨年度は市街地への熊の出没が例年と比較して著しく多く、駆除頭数も 106 頭という異例の規模となりました。ドングリや木の実の不作に加え、家庭菜園や生ゴミ等が誘引となり市街地への出没が相次ぎ、一度食べ物にありついた熊は強い執着を示し、駆除されるまで繰り返し出没する状況が続きました。市街地への出没に際して、民有地で草木が繁茂している場所は熊が身を潜めやすく、発見が困難になるだけでなく、箱罠の設置も難しい状況となります。 民有地とはいえ、管理が行き届いていない空き地等において雑草が繁茂している箇所が多数見受けられます。実際に、上ノ国地区のオナミの沢周辺では複数頭の熊が出没し、広範囲に放置された雑草の中に隠れていたため発見が遅れ、近隣住民が大きな恐怖を感じる事態となりました。このような民有地における草木の管理が行き届いていない箇所について、町としてどのように認識し対応しようとしているのか伺います。
	答弁 ▼ 町長
	令和7年度におけるヒグマの駆除頭数は最終的に 106 頭と、これまで経験したことのない多い頭数となり、特に民家に近い場所での出没が顕著であったため、安全対策としてトレイルカメラ、いわゆる自動撮影カメラや電気柵の設置、身を隠す場所をなくすための草刈り、防災行政無線、町公式

LINE及びひぐまっぷによる注意喚起、更には鳥獣被害防止実施隊員（ハンター）による巡回活動などに取り組んでまいりました。

今年度のヒグマ対策としては、町広報誌5月号に住宅地での注意事項や入山の際の対策について掲載し、町民の皆様に周知しております。

ご質問の草木の管理が行き届いていない民有地につきましては、原則として土地所有者に管理責任が生じるものであることから、町において管理が行き届いていない民有地を一律に把握しているものではありません。

しかしながら、ヒグマ対策の観点から草丈が伸びた雑草の刈り払いは、ヒグマが身を隠す場所や隠れながら移動するルートをなくす非常に効果的な対策であると認識しております。

また、民有地に限らず、草木の管理が行き届いていない場所では、ヒグマ対策以外でも害虫や不法投棄、更には景観の悪化など様々な問題を抱えていることから、今後も関係機関や町内会などと連携しつつ、ヒグマ出没状況や地域の実情を踏まえ、土地所有者への適切な管理の働きかけも含め、対応してまいります。

再質問

現在、空き地や民有地といえども何十年も放置されております。草木も容易にクマが隠れることができるような状態になっております。空き地指定後の管理責任はたしかに地権者が負うこととなっておりますが、あれだけ長い期間放置されてると、地権者に草刈りをしろと言ってもたぶん無理だと思うんですよね。せめて連絡が取れるのであれば、その草を刈ってもいいとか、そういう手段は取れるのではないかと思います。その後は、町が刈るなり町内会に、また、去年もやったような有償で草を刈ってもらうなりすることはできるのではないかと思います。

とにかく、去年起こった時点でやはりそのまんまの状態地域住民にすごく恐怖を与えてるっていう状況であります。そのことに対して答弁お願いします。

答弁 ▼ 農林課長

まず、民有地の部分に関しては、岩田議員ご理解のとおり町が勝手に手をつけられないというところは共通認識だというふうに思っております。その上で、所有者というところなんですけれども、町としても全ての空き地に対して所有者がわかるかというと、登記の情報が古いままとなっていた場合は今の所有者のところにとどり着けないという事態も想定はされるというふうに思います。

いずれにしても、あとは雑草の除去ということも必要なことではあるんですが、まずは、町として一番危険なものは誘引物があるかないかというところが大事なのかなというふうに思っております。昨年オナミ沢の方に出てたクマっていうのは、姫リンゴにささってたというふうに認識しております。その誘引物を除去することが最優先かなというふうには思いますので、まずはそういった誘引物があるかないか、そこから優先的に対策の方を講じてまいりたいというふうに思っております。

質問 5 旧笹浪家前の国道に横断用信号機を

上ノ国の観光資源はその歴史や歴史的建造物、整備された勝山館などの史跡など、豊富な資源があります。その中でも旧笹浪家・上ノ国八幡宮・上国寺・勝山館やガイダンスに登るための参道の入り口がある場所は、近くの駐車場に駐車してゆっくり見学できる絶好の観光エリアだと思います。また、最近ではツアー客もかなり増え、4月・5月のゴールデンウィーク期間にはツアーだけでも、これ550名って書いてますけど577名の誤りです。以上が来町しており、一般の観光客も増えているように感じます。しかしながら、大潤の駐車場から道路を渡る際、または帰る際には道路を横断しなければならず、比較的高齢者も多いことから事故が起きないか懸念されます。

下り坂やカーブもあることから難しいとは思いますが、押しボタン式信号機の設置を要望するものであります。交通事故を未然に防止するためにも、早急な安全対策が必要と考えますが、所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

横断歩道や信号機の設置につきましては、地域住民や学校通学路等の安全性の向上を求める要望により、町から北海道公安委員会へ要望し、協議の上で設置していただいているところであります。

議員ご質問の箇所につきましては、上ノ国町内会や施設を管理している上ノ国町教育委員会から設置の要望をいただき、直近では平成29年度から30年度の2か年に亘り、北海道公安委員会に対して要望を行った経緯がございます。

しかしながら、同公安委員会からは、当該箇所は急な坂路を下った後にカーブに面し、見通しの悪い場所であるとの理由から、設置は困難であるとの回答を受けております。

現状においては、横断歩道及び信号機の設置は難しいものと認識しておりますが、施設利用者の安全確保は重要であることから、施設管理者等による安全管理を基本としつつ、町といたしましても関係機関と連携しながら、継続的な交通安全の啓発に努めてまいります。

再質問

私もガイドしてる身ですから、その状況がいかにか危険かというのを存じ上げております。結局なにを言っても決めるのは公安委員会なので、町としては、ただ公安委員会にお願いするっていう立場になっているものだと思います。

ただ、そうではあっても実際に個々に横断してしまったり、我々も交通誘導しながら安全に渡らせるようには努力してはありますが、例えばカーブのあと、直線になってるところは150か200メートルくらいあるんですけど、その中間に横断歩道つけるとか、あとは啓発の看板。人が多く渡っていきすみたいな坂道に啓発の看板を取り付けるとか、いろいろな方法はあると思うんですよね。繁忙の時期にビブスを着けた、ほんのひとときですけど交通誘導の警備員を付けるというものの一つの手だと思いますけども、いかがでしょうか。

答弁 ▼ 住民課長

笹浪家周辺の安全配慮、横断歩道の設置につきましては、平成 14 年くらいから設置の要望をはじめ、都合 11 回ほど行っております。

その間に、同じ理由で横断歩道の設置を断られてきた経緯がございます。その間ですね、文化財の設置管理者であったり、教育委員会と協議しておりますのは、横断に関して安全配慮するようにと。使用繁忙の時期については、今言われたとおりに人が立って誘導するなりのことをしてくださいという協議はしておりますけども、なかなかそれが行き届いた状況にはなっていないのも、こちらとしても理解しております。

それで、今後におきましても、要望がありましたら公安委員会の方へは都度要請を行いますけども、併せて文化財管理者と教育委員会におきましては、委員言われたように安全配慮を行っていただくよう働きかけをしてまいりたいと思います。

もう 1 点ですけども、開発局においてですね、道路の横断があります。これについては、看板を設置していただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

質問 1

「子ども・子育て支援金」と年金生活者の負担軽減について

この支援制度は、子ども・子育て世帯を社会全体で支える制度として4月から実施されました。しかし、医療保険制度に上乗せする形での徴収は筋違いと言わざるをえません。国の公的財源の支出が少なく抑えられている一方、協会けんぽ・健保組合・共済組合の支援金は事業主と被保険者で折半されますが、国保加入者には折半の仕組みがありません。さらに、「こども家庭庁」のホームページでは、平均月額が現在の約200円から3年後には約400円に引き上げられるとされており、国保加入者の負担は協会けんぽ等の加入者と比べて2倍前後となっています。加えて、後期高齢者医療制度の保険料率も引き上げられます。

町広報誌では、子育て支援金に係る後期高齢者制度の均等割1,364円、所得割0.28パーセントとなり、限度額は2万1千円と掲載されています。

次のことについて伺います。

1点目、広報かみのくに5月号に「こども・子育て支援金制度と保険料」がすでに掲載されています。本来ならば議会に諮られたうえで町民に案内されるべきと考えますが、なぜ5月号において先に掲載されたのか、その理由について。

2点目、一人暮らしの国民年金受給者の中には、物価高により1日の食事の回数を2回に減らして生活している実態もあります。また、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料率も引き上げられるなか、子ども・子育て支援金の負担もさらに加わります。地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると定められており、町は住民生活を守る防波堤の役割を果たすべき存在です。国による負担増が求められる局面においても、町として弱者に寄り添う立場から負担軽減策を講ずるべきと考えますが、所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

子ども・子育て支援金制度につきましては、令和6年に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設され、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただき、子育て支援制度を社会全体で支える仕組みとなっております。

1点目の後期高齢者医療制度における保険料の見直しに関する広報誌への掲載についてでございますが、今回の広報掲載は、町独自条例案の議決前周知ではなく、国の「子ども・子育て支援金の制度」や北海道後期高齢者医療広域連合で定めた保険料率に関する情報提供として行ったものであります。後期高齢者医療分の保険料率につきましては、同広域連合の条例で定めることとなっており、既に北海道における保険料率が確定していることから、当該保険料率を参考に掲載したものであります。

2点目の負担軽減策を講ずるべきとのご質問であります。子ども・子育て支援金は、国の制度として全世代・全経済主体で子育てを支える趣旨により負担をお願いするものであり、公平性の観点からも、支援金負担への直接的な町独自の負担軽減策は検討しておりません。

一方、年金生活者をはじめ生活に不安を抱いている方々への支援につきましては、支援金負担への直接的な軽減策とは切り分けた上で、物価高騰対策や福祉施策など、既存制度や国・北海道の支援策の動向も踏まえながら、必要な対応をこれまでと同様に実施してまいります。

再質問

2 回に渡って広報かみのくに案内された内容と、今回の国保税の条例の改正を踏まえてですね、財政課と住民課を訪ねてですね、国保税と子育て支援金のモデル世帯の試算額を聞き取りさせていただきました。

とくに、皆さんも知ってほしいのは、子育て支援金の負担額と国保税について例題 1、2、3とありますから、まず一つ聞いてください。

例題 1。一人暮らしで 70 歳の年金 150 万円で所得はゼロの方です。この方は、7 割の負担軽減の該当者であります。つまり、国保税の負担額は年間 600 円で、国保税は 3,500 円アップの年額 2 万 900 円になります。

例題 2 の場合、73 歳の老夫婦。夫が所得 70 万、妻が所得なし。その方は、モデル試算では 2 割負担の軽減者です。子育て支援金の負担は年間 2,300 円。そして国保税は 1 万 600 円が値上がりし、合計で 8 万 1,500 円です。合わせて子育て支援と国保税合わせて 8 万 3,800 円です。

例題 3 は、家族 4 人暮らしの 42 歳の方で、所得 400 万であります。おそらくけっこうな給料もらってる方だと思います。妻が所得なし。負担軽減なしの該当者です。子育て支援金は 1 万 3,500 円となり、国保税は 5 万 300 円の値上がりで、合計で合わせて 66 万 8,500 円です。なお、国保税と子育て支援金は年 8 回払いですから、国保税の所得の少ない世帯に負担軽減、7 割、5 割、2 割の軽減措置なんです。それでも健保組合のように保険料の折半はありません。

このように、国が公費負担を少なくするために、国保の都道府県化に移行させ、今後も国保税の値上がりは予想されます。

一方、国会でも国保の公費負担が増額に関して厚生労働大臣さえもですね、国保の保険料負担が相対的に重くなっていると認めています。高すぎる国保料は税の公費負担を増やすと論戦されています。

さらに、全国市長会でも国保料、税の公費負担を増やしてほしいと要望しています。先ほど町の答弁では、公平性の観点から町独自の負担軽減は検討していませんと述べていますが、次のことを 1 点、2 点で質問します。

1 点目、過去の経過から、たしか私の記憶の中では一般会計から国保特別会計に繰り入れたことがあったのではないかと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

2 点目、所得の少ない年金生活者に対して、あまりにも冷たい態度ではないでしょうか。年金生活者の暮らし、国民年金者は決して裕福な生活をしていません。切り詰められてぎりぎりの状態で生活しています。物価高と今後の国保税の値上がりで、病院、診療所に行くと自己負担が増えるから、財布から出るお金が多くなるから医療の抑制が心配するところです。

国保特別会計より国保財政調整基金などを利用して負担軽減はできないでしょうか。2 点についてお伺いします。

答弁 ▼ 財政課長

	都道府県化後は法定外の繰り入れはなかったんですけども、その前、平成 30 年以前ですね、その前は法定外の繰り入れはあったというふうに思っております。 子ども子育て支援に關しての負担軽減は、先ほど町長も答弁してますけど、これ社会全体で支えるものですから、負担軽減については考えてません。 年金生活者についてはあまりにも冷たいんじゃないかということですけども、国民健康保険のうち国民年金を受給されてる方は、たぶんほとんど 7 割軽減になってます。なので、一般の方よりは負担が少なくなっておりますので、申し訳ないんですけども、町としては特にそういう負担軽減策は考えてないです。
	答弁 ▼ 副町長 私も以前、国保を 10 年くらいやってましたので、だいぶ昔と今の制度が変わってますね、昔は町単独で国保というのは運営してたんですけど、今は、都道府県単位で保険者となってですね、それに町が加わって一緒にやるっていう形になりましたので、だいぶ制度的には変わってきてます。 私が担当した頃というのは、どうしても負担軽減とかそういうのを抑えるために町の一般会計で支援してた部分も実際はありました。 ただですね、現在は北海道が保険者となって、北海道全体が同じ水準になるように保険料の改正もしていくという標準化が、平成 12 年に標準化を図ろうという状況であります。 そのような中では、なかなか町単独の予算からそういう負担金を出すという、一般財源から出すというのは、これは北海道の方からもよろしくないという話もされてますので、今は一般会計からの負担というのはできないような状況だというふうに、たしかそういうふうに私も聞いているところであります。 子ども子育て支援金なんですけれど、それぞれの支払い能力とかそういうのがありますから、議員のおっしゃる部分もわからないことはないんですけど、ただこれは、国の制度として国民全体で、今、少子化の子どもをですね、国民全体で育てようという形の中で、国がこういうふうな形の制度化をしましたので、これを一町村でそれを変えることというのは、これは難しいものだというふうに考えております。 やはりこれは、いろんな国の政策の中で変えていかなければ、一町村では難しいと。今現在、そのような形で決まった以上は、町としてはそれを守るよりないなというふうに考えております。
質問 2	町営中央区団地の共用玄関（入口付近）の除雪対策について
	上ノ国町公営住宅の設置及び管理に關する条例第 3 条の 4 から第 3 条の 17 において、入居者にとって利便性が高く快適であること、また日常生活の利便、通行の安全、災害の防止および環境の保全に支障が生じないように定められております。 現状として、中央区団地（A 棟～E 棟）の各棟には、それぞれ 2 か所の共用玄関があります。各入口には門屋根がありますが、その先から玄関口までの通路には屋根がなく、構造上降雪時には雪が吹き溜まりやすいため、

例年入口付近には雪の山ができてしまい歩行が困難な状況となっております。

高齢者を始めとする入居者の中には、除雪を行う体力や気力が十分でない方もおり、積もった雪の周囲で転倒しないよう注意しながら共用玄関に出入りしている状況です。せめて、冬季期間中における玄関入口付近の除雪対策を講じることはできないでしょうか。所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

公営住宅における日常的な維持管理につきましては、入居者の皆様による共同生活の中で対応していただいている部分があり、共用玄関周辺の除雪におきましても、これまで入居者の皆様のご協力のもと実施されてきたところであります。

町といたしましては、建物や敷地の安全確保に関わる施設管理は適切に対応してまいりますが、現時点では、吹き溜まりがどのような構造上の要因により発生しているか十分に把握できていない状況にあります。

このため、今後の降雪期において現地の状況を確認し、構造上の問題が認められ、大規模な改修を伴わない範囲で対応が可能なものであれば、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、大規模な改修や除雪業者への委託につきましては、現時点では予定しておりませんが、冬期間における一定程度の降雪や吹き溜まりは、北海道という地域の気象条件や住環境を踏まえたと、完全に解消することは難しい面もございます。

そのため、日常的な除雪につきましては、これまでと同様に入居者の皆様による相互協力のもとで、対応していただきたいと考えております。

再質問

答弁では雪かき、入居者の皆さまの下で実施されてきたところです。吹きだまりやどのような構造上の要因により発生しているか十分に把握できてないと述べてます。2月に中央区団地の高齢者の方から、私も10時くらいだったと思います。呼び出しを受けました。そして、実態を把握しました。そのときも、前、課長に入居のときは共同で雪かきするんだよって聞いて、その後、また訪ねて行ったら、あら、昔そういうことあったかもしれないってようなことは認めてました。

しかし、各棟の共同入り口に雪かきしてるところもありましたが、全然雪かきしてない箇所もありました。施設課として今は雪は降っていないけど、まず雪を降ってない現地を一回視察されていますか。

答弁 ▼ 施設課長

今回、川島議員から質問があるまでですね、そういった各団地から共同入り口の部分の除雪に関しては、なかなか問い合わせというのは聞いたことがなかったもんですから、そういう部分では確認はしておりませんでした。

再々質問

	ということは、佐藤課長、申し訳ないけど、おそらく私が質問しても届いてからでも現地を見ていないってことですよね。質問書がきてから現地もまだ見てないってことですよね。見てるのね。はい、わかった。 そしてですね、今ですね、雪降ってるとき現地の状況を確認し、構造上の問題が認められたら必要な対策は検討すると。なおこれまで同様に、入居者の皆さんに相互協力などで対応したいと答弁していますが、入居者の中に高齢者の方がけっこういるんで。その人たちが上からの目線で、おめえたち年寄りも雪かきすれって、これは少しいかなあかなと思います。 一般的にアパートなどの集合住宅は、雪が降ったとき雪かきはみんなでやろうと言っててもですね、2階に住むのは俺には関係ねえよと。2階に住む方などは意外と非協力的なんですよ。それが現状ですよ。 今後、日常的に除雪に関して相互協力といってますが、どんな方法で手立で対応するですか。
	答弁 ▼ 施設課長 中央区団地に限ったことではないんですけども、もし町で公営住宅の共用玄関部分を除雪しようとした場合に、共用玄関というのは他の団地にもありますので、なかなか中央区団地だけというのは難しいのかなと思います。高齢化に伴って雪かきが大変っていうのもわかります。ただ、住宅っていうのは入れ替えがあります。高齢者が入ってるときは除雪でもし役場が対応したとしても、若い方が入った場合に、じゃあ町でやらないのかっていう、そういう公平性の観点もいろいろ出てくると思うんで、とりあえずは町長の答弁にもありましてとおり、どの程度の吹きだまりなのか。その吹きだまりの要因が川島議員も当然わかんと思うんですけども、共用玄関から数メートル屋根がなくて、その先に屋根があって、なんか変なつくりなんですよ。それが要因になってるものなのか、ちょっとそれを今年の冬期の間で確認して、それが町長の答弁にあるとおり、経費があまりかからないような形で対応できるのであれば対応したいと思います。 ただ、他の住宅と同じような形の吹きだまり程度であれば、みなさんで引き続き協力して除雪の方お願いしたいと思います。
質問 3	生活困窮者等へのＬＥＤ照明切り替え費用の助成について
	国・北海道においても、ゼロカーボンの実現に向けて省エネルギーの促進を図るため、企業等に対してＬＥＤ照明への切り替えに係る補助・助成金・融資などの取り組みが進められています。 現在広く普及している蛍光灯は、来年 12 月末で製造が中止となります。町としても、街灯等のＬＥＤ化への切り替えを進めているところです。高齢者などは、「製造中止になっても、手持ちの蛍光灯がまだ切れていないから当面は使える」とお考えの方もいると伺っております。しかし、蛍光灯が切れてから対応するとなると、その時点では在庫不足から入手が困難となり、結果として高い費用負担を強いられることが懸念されます。 町として、生活困窮者等を視野に入れ、ＬＥＤ照明への早期切り替えを促すための何らかの補助（助成）制度を設けて対応すべきと考えますが、

町長の所見をお伺いします。

答弁 ▼ 町長

水銀に関する水俣条約における製造・輸出入廃止の対象に一般照明用の蛍光灯等が追加され、環境省において、製造及び輸出入を段階的に廃止することを決定していることは承知しており、町におきましても、町有施設のＬＥＤ化を順次進めているところでございます。

議員ご質問のＬＥＤ照明切り替え費用の助成につきましては、現時点において、国から個人住宅に対するＬＥＤ化への助成方針は示されておらず、長期の周知期間が設けられていることから、計画的な交換を促す対応が中心となるものと考えております。

家庭用ＬＥＤ機器は、普及に伴い以前より安価になってきており、一般的な蛍光管の代替品は３千円ほど、６０ワット相当の電球は１千円ほど、照明機器については７千円ほどで購入できます。

また、ＬＥＤ機器への交換後は、電気使用量の低下や長寿命化により、一定程度の導入費用の回収が可能と考えられることから、町単独による補助制度の創設については考えておりません。

今後につきましては、広報等を活用し、ＬＥＤ化によるメリットや早期交換の必要性を含め、周知や啓発を行ってまいります。

再質問

答弁では国から個人住宅に助成方針が示されていない。計画的な支援を促す対応が中心となると。さらに、家庭用ＬＥＤの購入単価が提示されています。

町内のある電気工事店に聞いた中で、高齢者が自分で取り替えないでほしいと。そう簡単なものではないと。万が一を考えるとブレーカーが下がったり、火災も起こる可能性もあるよと。

それで次のページについて２点お伺いします。

先ほど答弁の中で、単価の値段も聞いてました。ちなみに一般家庭で、例えば２ＬＤＫの家はないと思うんですけど、おそらく３ＬＤＫの間取りでＬＥＤの電球など購入した場合は、いくらぐらいと見ていますか。

それから２点目、今まで町の歴史の中で、私が神奈川県に住んでいた頃、全国紙に上ノ国町医療費 １８歳まで無償化の実現と、たしか朝日新聞だと思えます。私が神奈川にいた頃、報道されてます。つい最近では、エアコン設置に １０万円まで補助したことが道新にも大きく紹介され、他町にも補助金出すようになってます。そういう意味では、上ノ国町で先見性があるんですね。そういう意味で、今、生活困窮者にＬＥＤの取り付けの補助ができるとなると画期的な取組。道もはじめ近隣町にも影響を与えます。町としたこういう時世だからこそ、困ってる方に寄り添いながら、せめて取り付け費用の補助ですよ。取り付け費用は、例えばＬＥＤを買ってきたら買って来た分を全て取り付け業者の方に、その費用の補助だけでも考えることはできないだろうか。ある意味では、高齢者の方々もみなさんに助けを求めていますよ。いかがでしょうか。

答弁 ▼ 町長

まず、3LDKですか。それちょっとわかりません。現実どれくらいかかるか。

一つですね、私今回はこの一般質問の答弁書に、私も一戸当たり5万、6万かかるのかなと思ったんですよ、大きいやつが。それで聞いたら、1千とか3千円とかそういう単位なものですから、その単位の数字を出さないって指示しました。

先ほど今、川島議員言ったように、うちは先駆的に様々なことを当然やっています。これはみなさんも全部同意してますからやっています。ただですね、一つ理解してほしいんです。今から24年前に私が就任したときに、基金が10億でした。それをなんとかってことでみんなでがんばって5年間で70億まで伸ばしました。私はいつも大丈夫だ、大丈夫だって言うんですね、うちの職員から、町長あんまり大丈夫だって言うなって言ったんですけど、まさしく70億が3年前から毎年5億ずつ減っているんです。

なぜかという、令和元年で約70億。ずっとって5年まで70億でした。しかし、6年になると65億。7年で60億。そして、今回8年で50億なんです。これは、決算的にはそこまではないと思います。なぜかという要因を聞いたら、知ってのとおり保育所含めてスポーツセンター。その返済が今きてるんです。知ってのとおり、ずっと各集会施設も全くやってませんでした。それ今、集会施設も、今回もありますけど集会施設も全部7、8千万で直すとですね、その返済が相当ピークになってくるんです。単純に言うと、このままだとたぶん10年すると貯金がゼロになってしまうという、そのおそれがあるんです。

ですから、それがですね、私たち要因がもうはじめからわかっているようなんですけど、それであっても、私は正直言って集会施設をどうするかって考えた部分もありました。しかし、やはりここに住んでる人が快適に生活するためには、各町内会という単位の中で、やはりコミュニティを大切にすることによってやりました。

今、お金があれば議員言うように全部やりたいんですよ。ですが、私たち何回も言います。これから10年後、20年後に人口が3分の1になります。1,600人になったときに、町民税が約4分の1になります。そうすると今の20代、30代の若いやつが20年後に今のような生活を享受できなかったら、できないと思います。

ですから、そういう意味の中で今回思うんですね。川島議員言うように私もやりたいですよ。そうすると工藤さんいい人だなんていうあれもありますから、ですが、私たちは20年後とか見据えた中でですね、やっぱりそこを考えないといけないものですから、これがほんとに、これがなければ生活できないとかですね、そういうものについては全面的にやりますけど、こういういくらかかる、ちょっとそこまでは算定していなかったんですけど、何千円単位とかですね、そこまでやると際限がないのかなと思っています。なんかあったら川島さんに言われたってこと言いますが、現実そうなんです。我々も不安なんですよ。50億ですよ。万が一毎年5億減ったら10年でゼロなんですよ。そういう現実です。そして、そのために洋上風力やっています。そして、わかっているとおり補完するのは私は一番ふるさと納税やりたいんです。北海道町村会の会長の白糠は120億ですよ。うち3千万です。ですが、ものがないものですから、うちとすればただ辛抱するだけなのかなってという不安ありますけど、それで前も言いました。加茂繊維

とブラックシリカの協定結んで、なんとかそれで少しでも得たいという中でですね、財源をどうやったら増やすことができるか。ただ、これ以上歳出を減らすことは難しいなというのが今の現状だということを理解してほしいと思います。

私は、前に言われました。工藤町長は若い人には優しいけど、年寄りには厳しいとかって言われましたけど、現実はそのところですよ。ほんとに川島議員言ったように少しでもやりたいんですけど、やはりその積み重ねが基金の最後をどう残すかっていう。特にですね、久末議員なんてこれからも何 10 年もありますから、彼がこんななったときに金なくなったら終わりですから。それを私たちが今ここで踏ん張らないとだめだなと思って、なんとなく川島議員は理解した顔してますけど、そこを理解してほしいと思います。

質問 1 デマンド交通「カミGO」の運行状況等について

町は、函館バスが運行していた「江差小砂子線」について、昨年9月末で廃止することに同意し、これに代わる住民生活や社会活動などの移動手段として、町内全域を対象とした新たな公共交通となるデマンド交通「カミGO」を昨年10月から運行を開始し、8か月が経過しました。

公共交通は、住民の暮らしや地域経済を支える重要な公共インフラであり、「まちづくり」においても重要かつ不可欠であると考えております。

北海道新聞にて、住民の利便性が向上し、利用者数も大幅に増加したとする報道がなされておりましたが、利用者や利用を希望する方々の声を聞くと、様々な課題があるものと認識しております。

つきましては、デマンド交通「カミGO」のこれまでの運行状況について、町としてどのような課題や改善点を把握しているのかお伺いします。また、利用者の声をどのように収集し、利便性向上に向けてどのような具体的な取り組みを進めていくのか、町長の所見をお伺いします。

答弁 ▼ 町長

デマンド交通「カミGO！」は、運行開始から令和8年5月末までの累計利用者数は3,486人となり、また月別利用者数も開始初月と比べて約55.5パーセント増加するなど、一定の成果が表れているものと認識しております。一方で、利用者の皆様からは様々な課題が寄せられております。

予約不要で乗車できる従来の路線バスを求める声や、休日の運行時間の短さ、昼時間帯の運休などにより希望する時間帯に乗車・予約がしづらいとの声が寄せられております。また、江差ターミナルでの乗り継ぎについては、特に冬期間において函館方面からのバスの到着遅延により予約時刻での乗り継ぎが困難となるケースも課題と認識しております。

電話予約を受け付けるコールセンターについては、当初は町外事業者への委託により乗降場所の伝達が困難なケースがございましたが、令和8年4月から町内の事業者へ委託先を変更し、改善を図っているところであります。

こうした課題の解消に向け、次年度以降はスクールバスを登下校の時間帯以外の時間帯にデマンド交通の車両・乗務員として有効活用することを検討しております。

このような取り組みにより、ドライバー人材の安定的な確保と運行に充てられる車両や時間数の大幅な増加が期待でき、利用者の利便性向上につながるものと考えております。

なお、この取り組みの実現に向け、国土交通省の補助事業を活用した交通と教育の共同化・協業化に係る実証事業への応募を進めているところであります。

引き続き住民の声に真摯に耳を傾け、誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の確保に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

再質問

町民からは、予約しづらいっていう声が一番あります。予約してもあれっ
だったら函バスの時刻表でよかったんでねえとか、様々年寄り言います。

けどまず、今後どう考えているのか、対策を取っているのか、ちょっと
お伺いしたいと思います。この予約制についてお願いします。

答弁 ▼ 政策推進室長

今、小間議員おっしゃるとおりですね、予約がしづらいという声はよく
耳にします。

このデマンドバスに関しては、バスとタクシーの間というような言い方
をすることがありますが、タクシーは直前に予約をして来るケースという
のが多い部分がありますけども、このデマンドバスは乗り合いという部分
も含めてですね、いろんな人が乗るバスに対して一緒に混乗するという部
分を考えますと、やっぱり突然の予約とか、1時間程度の前の予約は取り
づらい傾向があります。

今回、このデマンドバスはだいたい1週間前から予約ができる状況にあ
りますので、そういった住民に対しては可能な限り早く予約を取ってもら
うよう案内を進めているところであります。ただ、欠点としては、やは
り急な用には対応できないという部分がありますので、その点はですね、
今後運行する車両数を可能な限り増やす。先ほど答弁で申し上げましたス
クールバスだとか、そういったものを有効活用するなどして、1人を運ぶ
際に複数の車両が対応できるような状況を整えてまいりたいと考えており
ます。

再々質問

ということは、これから先は時刻表とかそういうのは考えてないですか。
お願いします。

答弁 ▼ 政策推進室長

まずは、このバスは時刻表の部分もありましたけれども、これまで路線
バスに関しては、乗る人数と定時、定路線で走ってる際に、乗る利用者
の数が少なかった。要は空のバスを走らせているという状況がありましたの
で、そこは可能な限り乗る方がいるときに走らせる。先ほどの財源の話じ
ゃないですけども、有効に財源を使う上で、そういった予約のときに走る。
予約がないときは走らないということを考えますと、定時、定路線という
のは現状難しいところもあります。ただ、その定時、定路線もですね、
可能な限りその人の生活スタイルにあった時間帯に予約できるような取り
組みは進めたいなと思いますので、例えば今月号の広報にも掲載したとお
り、利用手段、利用方法等はアナウンスするなど、そういった部分を工夫
していきたいと思いますので、今、議員から質問あった定時の部分はまだ
今のところは考えておりません。

質問 1 上ノ国中学校体育館及び武道場の水銀灯照明の安全対策について

現在、上ノ国中学校の体育館及び武道場で使用されている照明設備について伺います。

体育館、武道場の照明はいまだ水銀灯が使用されており、照明が切れている箇所も見受けられます。水銀灯は経年劣化による故障や落下、破損時の水銀による健康面への影響など、安全面で懸念があります。

特に体育館は体育、部活動で生徒が日常的に使用する施設であり照明設備の安全確保は大変重要であると考えます。

次のことを、お伺いいたします。

中学校における水銀灯の使用年数、点検状況についてお伺いいたします。

2、LED照明への更新計画の有無と、今後の整備方針についてお伺いいたします。

答弁 ▼ 教育長

1 点目、当校における水銀灯の使用年数、点検状況についてのご質問ですが、水銀灯につきましては、施設建設時の設置から、約 30 年が経過しており、これまで不点灯等が生じた際には、適宜修繕を行い使用してきたところでございます。また、点検状況につきましては、学校保健安全法に基づく学校施設及び設備の安全点検の一環として、学校職員による日常的な点検を実施しているほか、学期ごとに異常の有無について点検を実施し、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項が認められた場合には、教育委員会へ報告・相談することとしております。

次に 2 点目、LED照明への更新計画の有無と、今後の整備方針についてのご質問ですが、現在、体育館において一部不点灯となっている箇所が生じている状況も踏まえ、LED照明への更新の必要性を認識しており、近年の資材価格や労務単価の上昇による事業費への影響も考慮し、国の学校施設環境改善交付金を活用した更新を予定しているところでございます。

現在、同交付金を要望しているところであり、交付金が採択された際には、速やかに更新を進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、安全で良好な学校環境の確保に努めてまいります。

再質問

学校施設環境改善交付金というのがありますが、ちなみに何年後にこれがもらえて、LED照明にできるか、年数を聞きたいなと思います。何年後をイメージしてるか、お願いします。

答弁 ▼ 教育委員会事務局長

現在、この交付金につきましては、令和 9 年度の採択に向けて概算要望しているところでございます。

ただ、昨年、新聞等でもいろいろ報道されたところもあるんですけども、この交付金につきましては、昨年度採択率が低いという情報もありまして、途中国の補正予算もありまして採択率が向上したところもあるんですけども、実際、採択が可能かどうかというのは北海道に問い合わせをしてもですね、なかなか明確に答えが得られない状況となっております。

ですので、不採択となった場合につきましては、引き続き粘り強く交付要望していきたいと考えております。最速で令和９年度の採択を目指しているというところでございます。

質問 1 介護施設の冷房設備設置について

以前、私は介護施設の冷房設備設置について一般質問をさせていただきました。町長は、近年に例のない異常気象とも言える過酷な暑さから、熱中症等の健康被害が懸念され適切に対応するとの答弁に加え、再質問に対しても、その必要性があると言っておられました。その後、介護施設には冷房設備が設置されておらず、本年度予算にも関連経費が計上されていない状況にあります。

この間、町は冷房設備の設置に向けて、介護施設とどのような協議がなされてきたのか。また、高齢者の健康状態を危惧し、冷房設備の必要性について前向きな答弁があったにもかかわらず、なぜ設置されていないのか、町長にお伺いします。

答弁 ▼ 町長

令和6年第2回定例会において、同様のご質問に対し、冷房設備の整備については、近年の猛暑による熱中症等の健康被害防止の観点から必要性を認識しており、施設から相談があった場合には、国や道の補助制度の活用も含め、適切に対応してまいりたい旨を答弁したところであります。

その後、町と施設との間で設置に向けた協議を行い、施設から提出された設置工事に係る見積内容や事業実施の方法、財源の活用等について検討を進めてまいりました。

なお、本件については施設運営主体の事業計画及び意思決定を前提として進めるものであり、町としてはこれまで施設との協議を重ねながら、必要な情報提供や支援のあり方について検討してきたところでありますが、現時点では施設側から事業実施に係る最終的な意向が示されておらず、事業費等も確定していないことから、工事着手及び本年度予算への計上には至っていない状況であります。

町といたしましては、利用者の安全確保及び居住環境の向上の観点から冷房設備の必要性を認識しており、今後、施設から事業実施の意向が示された際には、補助制度の活用も含め、速やかな事業実施に向け必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

再質問

先ほど、川島議員の質問等に対して町長の答弁が予算的にということで、すごく質問しづらいが、お金がないと言われると。どうしても私の今再質問お金のかかる億単位の話だと思うんですよ。ちょっと心を鬼にして再質問させていただきます。

当該施設の協議回数、具体的な協議内容についてお伺いします。

答弁 ▼ 保健福祉課長

協議回数は3回行っております。

内容なんですけども、はじめは見積書を提出していただいて、その提出いただいた見積書と金額から設置箇所等々、いろいろ話し合いをしまして、金額的にもけっこう大きかったものですから、その後の経過の中で当初は電気式エアコンの設置の見積書だったんですけども、経費節減も含めてですね、ガス式エアコンの話し合い等々に展開して、結果的には電気式なのかガス式なのか、経費的な部分とランニングコスト等含めて今現在検討中で、その返答待ちという形になっております。

再々質問

ほんとこれも心苦しいんですよ。心を鬼にしてちょっと言わせてもらいます。

町長は安心して住み続ける上ノ国を目指しているものと私は認識しております。その中で、この上ノ国町に住み続けた高齢者が、やむなく介護が必要となり、施設に入居せざるを得ない状況になったことで、近年、この猛暑で過酷な環境下に置かれ、熱中症など人命に関わるような状況で日々過ごしているのかなと、そのように感じております。

当該施設は、おそらく経営が逼迫していると聞いております。財源不足から泣き泣き設置に及んでいないものと推測されることから、前にも全く事業主体が違う施設にですね、100パーセント補助ということで一昨年でしたっけ、汐吹地区に建てたっていうことで。これはお願いなんですけど、ここは思い切って100パーセント補助でガスか電気かわからないんですけど、どうなんでしょうかね。

答弁▼副町長

ちょっと長くなりますけれど具体的な話をさせていただいてよろしいでしょうか。

今回ですね、私の方で理事長とお話をして、当初具体的な話をすると、電気関係のキュービクルを含める電気関係だけで7千万ほどかかると。それにプラスエアコン関係あれすると1億2千万から3千万かかるということ。

実はですね、特養の大規模改修。あの段階で整備をするとエアコンの補助もついたんですけど、その当時、特養の方ではそこまで考えてなくて、それでエアコンはつけなかったんですよ。

今回ところが、この猛暑の関係でですね、やはり必要だということでエアコンの設置したいというお話があって、ところが大規模改修で補助を使ったものですから、なかなか補助を受けるのには厳しいということで、そうなった場合は、もう単独でやらざるを得ないと。町の方としては、かかる経費の、これまで大規模改修のときも半分の助成を支援してますので、2分の1補助出すというお話で話をしたところであります。

ところが、上ノ国福祉会とするとですね、半分のお金を出すのは大変厳しいという形の中で、一度は実は断念しました。ただ、キュービクルを取り替えないようなエアコンであれば、電気工事そこまでかかりませんので、それで、施設単独として事務室と調理場の部分ですね、それは施設単独でやられたという話を聞いております。最終的には施設としては、それでもう終わりにしようという考え方で、うちの方にも報告がありましたけれど、

	実はうちの方ですね、ちょっといろいろ調べたところ、ガスを利用した、今までの電気ではない、ガスを利用したエアコンであれば補助の対象になると。それも2分の1から3分の2の補助の対象。それでそれを施設の方に、逆にうちの方から提案させていただきました。 それによって、たしか6千万くらいかかるんですけど、持ち出しがたしか2千万くらいかかるんですよ。施設の負担が。で、うちも2千万くらい。4千万くらいかかるような形になるんですけど、うちは2千万補助出して、2千万施設の方が必要だという形でお話をしたんですけど、ちょっと理事会の方にも諮ってですね、なかなかガスを利用したエアコンというのがあまり見受けられないということで、それがほんとに有効なものかどうか。また、維持管理費がメインでもそれが有効かどうか、そんなに経費がかからないで済むのかどうかというのを、施設の方として少し検討させてほしいという話ですね。今の状況の中では、施設の方からそのガスを利用したエアコンの設置をするかどうかというお話を、今待っているような状況です。 先ほども申し上げましたとおり、キュービクル関係、電気関係が7千万ですので、これがなければだいぶ経費が納まるということで、なおかつ補助も使えるということで、そのような形で今、施設とはやりとりをさせていただいてる状況であります。
	答弁 ▼ 町長 実は、一昨日ですね、評議員会があってその場に呼ばれて話したんですけど、今年の状況見るとみんな赤字だらけだということなものですから、どうしますって言ったら、理事長は今ランニングコストも含めてどれがいいか検討中だと。ただ、今、仲澤議員言ったように、あそこは順番別にして全部行く人行く、我々行く場所ですから、もっと真剣に考えなきゃならないなというですね、補助は先ほど言いました、じゃあなぜ漁協に100やったのよという理論もありますけど、同じような形で2分の1がいいのか3分の2がいいのか、これはあそこは、全く全町に関わる部分ですから、そういう形の中で、今何パーセントって私が言ったらまた言ったって言いますから、知らないことにしてください。効率な部分は私の方で決断したいと思います。 それではご理解願います。
質問 2	鳥獣被害防止対策について
	町は鳥獣被害防止計画などを策定し、ヒグマ等の有害駆除対策を講じているものと認識しております。 鳥獣の中でもヒグマにおいては、昨今、出没時期が春から冬までと長期化していることに加え、出没場所も町内全域に拡大し、出没件数が異常なほど増加しており、通学路や住宅地周辺での目撃、痕跡確認など、従来よりも生活圏に近い場所での出没が目立ち、住民の不安が高まっております。 そこで、以下の4点についてお伺いします。 1 点目、出没状況の把握と分析について。 本町における過去数年間のヒグマ出没件数、被害状況、出没傾向（季節・時間帯・地域）について、どのように把握し分析しているのか伺います。

また、道や警察、猟友会との情報共有体制はどのようになっているのかお聞きします。

2点目、住民への情報提供体制について。

出没情報の発信は、迅速性と正確性が重要です。現在の情報提供手段の運用状況と改善の余地について、特にスマートフォンを持たない高齢者への周知方法について、どのように対応しているのかお聞きします。

3点目、予防対策と環境整備について。

ヒグマを住宅地に近づけないためには、誘因物の除去が不可欠ですが、生ごみ管理、放置果樹、農地や市街地周辺の草刈りなど、町としてどのような予防啓発や環境整備を行っているのか。また、学校や保育施設周辺の安全確保について、教育委員会との連携状況についてもお聞きします。

4点目、捕獲体制・緊急対応について。

出没が人身被害につながる恐れがある場合、迅速な対応が求められます。本町の捕獲許可体制、猟友会との連携、夜間・休日の対応、危険個体の判断基準について伺います。また、猟友会の高齢化が進む中、担い手確保や報償制度の見直しについてのお考えをお聞きします。

答弁▼町長

鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、通称「鳥獣被害防止特別措置法」に基づき、野生鳥獣による農林水産業等への被害を防止・軽減するための総合的な計画であります。

本町におきましては、新函館農業協同組合、檜山南部森林組合、北海道猟友会江差支部上ノ国部会のほか、江差警察署、檜山振興局などの関係機関・団体で構成される上ノ国町鳥獣被害防止対策協議会において、令和8年度から令和10年度までの計画を策定したところであります。

1点目の出没状況の把握と分析についてであります。 「ひぐまっぷ」に住民から寄せられた出没情報や駆除頭数を蓄積しており、町で把握している件数は、令和5年度は122件、令和6年度は23件で、令和7年度につきましては出没情報が非常に多く、現在、登録情報の精査を進めているところであります。

また、農業被害につきましては、農家からの通報等により把握しており、令和5年度は約80万8千円、令和6年度は約3万4千円、令和7年度は約103万円の被害額という状況であり、令和5年度及び令和7年度は、ヒグマの出没及び駆除が非常に多い年度となっております。

蓄積しているデータの分析につきましては、出没場所や時期など、一定の傾向把握に努めていますが、近年は出没状況の変動が大きく、将来の出没を予測できるような傾向を見い出すには至っておりません。

また、情報共有体制についてであります。警察に通報があった出没情報は町へ、町に入った通報については警察へ、それぞれ共有することとしております。檜山振興局とは、個々の出没情報を全て共有しているものではありませんが、対応に苦慮する個体への相談を行っております。

なお、猟友会につきましては、上ノ国町鳥獣被害対策実施隊に北海道猟友会江差支部上ノ国部会の会員全員が在籍しているため、猟友会に対する別途の一斉共有は行っていないませんが、出勤要請等を通じて実施隊員へ必要な情報を共有しております。

2点目の住民への情報提供体制についてであります。町に寄せられたヒグマ出没情報は、防災行政無線と町公式LINEにおいて随時周知しております。特に市街地での出没など緊急性の高い情報につきましては、高齢者の方が聞き漏らすことのないよう上ノ国消防署から即時に防災行政無線を屋外・屋内に一斉放送するとともに、警察車両による広報も併せて実施しております。

今後の取組としましては、上ノ国消防署所有のドローンに拡声器を搭載し、出没地域の上空から注意喚起を行う新たな手法についても、現在導入に向けた検討を進めております。

3点目の予防対策と環境整備についてであります。先ほど岩田議員のご質問にも答弁したとおり、民有地の草刈りや果樹の管理は所有者が行うことが原則であることから、ヒグマを寄せ付けない環境づくりのため、周知啓発を継続してまいります。また、生ゴミの管理につきましては、ヒグマの出没状況に応じて、昨年同様、ゴミ収集日に出していただくことの徹底やコンポスト撤去の要請を行ってまいりたいと考えております。

教育委員会との連携状況につきましては、教育施設等の周辺や通学路付近などでヒグマが出没した際に情報を共有し、教育委員会から各学校へ情報を伝達するとともに、各学校から「緊急連絡アプリ」により保護者へ周知しております。その他、登下校時には教職員が巡回するなどの対応も講じております。

4点目の捕獲体制と緊急対応についてであります。例年4月にヒグマの捕獲許可を北海道へ申請し、年度当初から対策を講じられるよう体制を整えております。

また、夜間、休日への通報の対応につきましては、通常時は役場に常駐している守衛から担当職員へ連絡し、職員からハンターに出動要請を行う体制としております。なお、昨年度のヒグマ注意報発令期間中は、休日も職員が役場に常駐するなど体制を強化し、対応してまいりました。

危険個体の判断基準については、北海道の有害性判断フローに基づき、人前にたびたび姿を見せる、生ゴミに執着するなどの行動が確認された段階から、危険個体として判断しております。

最後に、担い手確保や報償制度の見直しについてであります。本年度は現在のところ、昨年度ほどの活動量には至っておりませんが、経験の浅い鳥獣被害対策実施隊員の技術向上と育成を担い手対策の最優先事項と位置付け、中長期的な体制強化に取り組んでいるところであります。

また、報償制度の見直しについては、令和2年度にヒグマの捕獲奨励金を3万円から5万円に引き上げたところであり、全道の報償制度と比較しても低い水準ではないこと、捕獲奨励金を引き上げることが不必要な駆除や事故に繋がるのではないかという意見が鳥獣被害対策実施隊員からも寄せられていることから、現時点で引き上げは考えておりませんが、今後も近隣町の動向や出動状況を確認し、必要な場合は見直しを検討してまいります。

昨年度の異常なヒグマ出没の経験から、これまで実施していなかったトレイルカメラによるモニタリングの強化など、既に講じている対策もございます。引き続き関係機関と協力しながら、農業被害や人身被害を防ぐために必要な対策を講じてまいります。

再質問

本州の方ではクマの被害が発生しておりますが、上ノ国町では昨年度のようなことがないようお願いしながら再質問させていただきます。

昨年のように、生活圏での出沒があった場合には、人命に関わるということでスピード感持って早急に対策を進めて手を打つべきだと思いますが、これに関してはどうなのでしょう。

答弁 ▼ 農林課長

人の生活圏に出沒した場合の対応ということですが、出沒があった場合というのはすぐうちの方に連絡がきまして、うちとしましては、ハンターさん同行で現地に向かう。それしか最速で行動できることがまずないというのが1点と、あとは同時並行としまして、緊急で消防さんの方から防災無線を流すというのが周知する部分では、最も効果的ですぐ伝わる方法なのかなということで、昨年度から消防の放送というのをさせていただいております。

併せて警察さんの方の協力ということも得ておりまして、これも防災無線聞き逃す場合もございますし、近所の人に直接的に言葉を伝えるには広報車というのも有効な手段だと考えておりますので、今年度も同じ体制を警察の方には要望しておりまして、協力体制の方は整っているというふうに考えております。

質問 1 事前復興まちづくり計画の策定について

近年全国で災害が激甚化し、国は災害が起きる前から復興方針を準備する「事前復興」の考え方を、明確に示しております。北海道内でも、すでに複数の自治体が策定に着手し、災害後の意思決定の迅速化、地域経済の早期回復に効果があるとされています。

一方、上ノ国町、本町は地震、津波、風水害、土砂災害と複合的なリスクを抱えておりますが、体系的な事前復興計画は、まだ策定されていません。

そこでお伺いをいたします。

町として事前復興まちづくり計画の必要性をどのように認識しているのかお尋ねをいたします。

2点目、上ノ国町で未策定である理由とこれまでの検討状況について伺います。

3点目、事前復興には住民参加による合意形成が不可欠です。地域ワークショップや、集落ごとの将来像づくりを行うべきと考えますが、その有無について伺います。

答弁 ▼町長

1点目についてですが、近年激甚化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震リスクを見据えた場合、発災後の混乱期における迅速な生活再建と、安全な都市構造への再構築を可能とする本計画の必要性は、極めて高いと認識しております。

道内におきましても、本年3月にむかわ町が道内初の計画を策定した事例があり、発災時における自治体職員のマンパワー不足や合意形成の遅れといった課題を平時から整理しておく重要性が、改めて示されたところであります。

本町におきましても、小規模自治体における策定プロセスの負担を考慮しつつ、国や北海道の専門家派遣などの支援制度の動向を注視しながら、まずは地域防災計画の見直しや自主防災組織の取組と連動させ、事前復興の考え方を段階的に取り入れてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、これまで未着手となっていた主な理由といたしましては、近年全国的に激甚化する風水害への備えや、直近の法改正等に伴う地域防災計画の修正、さらには発災直後の避難体制や備蓄品の確保といった、いわば「目の前の命を守るための応急・減災対策」の推進を最優先に取り組んできたことによるものであります。加えて、本計画の策定には専門的な知見や多くのマンパワー、一定の財政負担を要することから、小規模自治体である本町においては、人員及び予算の制約上、検討のための体制構築が困難であったことも一因であります。

今後は、北海道が推進する専門家派遣制度の活用や他自治体の先行事例の調査、国の財政支援メニューに関する情報収集から始め、本町の実情に即した事前復興のあり方について、まずは庁内における情報共有から段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

	3点目についてですが、議員ご指摘のとおり、被災後のまちのあり方を平時から議論しておく事前復興におきましては、そこで暮らす住民の皆様が主体となり、地域の将来像を共有しながら合意形成を図っていくプロセスが、重要であると認識しております。 しかしながら、本町におきましては、各地区によって高齢化の進展度合いやコミュニティの活動状況、さらには直面する災害リスクの特性がそれぞれ大きく異なっております。このため、まずは防災意識の高い地区や自主防災組織が活発に活動している地域をモデル地区として、先行的な意見交換の場を設けることや、地区の実情に応じた多様な住民参加の手法について、先進地の取組も参考にしながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。
質問 2	ふるさと住民登録制度による関係人口の創出について
	人口減少が進む中で、町外に住みながら地域に関わる「関係人口」の重要性は国の政策でも強調されています。道内外では「ふるさと住民票」や「所縁住民制度」を導入し、地域活動の担い手確保や、移住促進につなげている自治体も増えております。 上ノ国町においても、町外出身者、移住検討者、地域のファン等、多様な人々と継続的につながる仕組みが必要と考えます。 そこで伺います。 1点目、町として関係人口の重要性をどのように認識しているのか伺います。 2点目、町で「ふるさと住民登録制度（仮称）」の導入を検討したことがあるかお尋ねをいたします。 3点目、制度導入により、地域活動の担い手確保、ふるさと納税のリピーター化、将来の移住・二拠点居住への展開が期待されます。これらの効果をどのように評価し、制度化の可能性をどう考えているかお伺いをいたします。
	答弁 ▼ 町長
	1点目についてですが、人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、持続可能な地域づくりを進めるためには、移住・定住人口のみならず、本町と継続的に関わる関係人口の創出・拡大が重要であると認識しております。 本町にゆかりのある方々や、観光、ふるさと納税、仕事等を通じて本町に関心をお持ちの方々とのつながりは、地域活動への参画や情報発信、さらには将来的な移住・定住につながる可能性を有しており、地域の新たな担い手として大きな役割を果たすものと考えております。 2点目についてですが、北海道は、総務省の「ふるさと住民登録制度モデル事業」に応募し、採択されたところであります。 北海道の提案は、本事業への参画を希望する道内 96 市町村や民間企業等と連携し、道及び連携市町村の役割分担を検証・整理した上で、「北海道の関係人口から市町村の関係人口へ」と波及する仕組みなどを検討するものであります。本町も参画の意向を示し、連携市町村の構成団体となっています。

	本事業を通じて、関係人口の可視化・拡大に向けた取組を進め、地域との継続的な関わりを希望される方々とのネットワーク構築や制度導入を視野に入れた実証運用を北海道とともに推進してまいります。 ３点目についてですが、地域活動への参加機会の提供や情報発信の強化、ふるさと納税寄附者との継続的な関係構築、さらには将来的な移住や二地域居住への展開など、多面的な効果が期待されるものと考えます。 今後は、モデル事業で得られる成果や課題を検証しながら、本町の実情及び地域ニーズを踏まえつつ、将来的には本町独自のふるさと住民登録制度の導入・展開も視野に入れ、関係人口の創出・拡大に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。
質問 3	檜山沖洋上風力発電と連動した再エネ地産地消の町づくりについて
	檜山沖洋上風力発電事業は地域に大きな経済的・環境的影響をもたらす事業であり、本町としても主体的に関与すべきテーマであります。町長も洋上風力で「経済活性化」を力説されています。 とりわけ町内公共施設の電力を再エネ由来の電力に切り替えることは、脱炭素の推進だけでなく、電気料金の安定化、災害時のレジリエンス向上、さらには「再エネの町・上ノ国町」という大きなブランド形成にもつながるものと考えます。 そこで伺います。 １点目、檜山沖洋上風力発電事業の現在までの進捗状況についてお尋ねをいたします。 ２点目、町内公共施設の電力を再エネ由来に切り替えることについて、どのようにお考えか、また検討などを行ってきたのか伺います。 ３点目、洋上風力発電事業の稼働に合わせ、地域新電力の活用、自己託送、蓄電池やＥＶを活用した防災拠点づくりなど再エネ地産地消の仕組みを構築する考えについて所見を伺います。
	答弁 ▼ 町長
	１点目についてですが、前回議会において、檜山沖海域が促進区域に指定され、「公募占用指針」の策定段階に入ったものの、三菱商事連合の撤退を教訓とした公募制度の抜本的な見直しが進められていることから、令和８年度内の事業者公募の見通しが立ちにくい状況にあることをご報告したところであります。 その後の動きとして、今月５日、経済産業省と国土交通省が「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂を正式に公表しました。今回の改訂は、三菱商事連合の撤退を踏まえ、事業の実現性をより重視する内容であり、今後の公募手続きや評価基準の運用にも反映されるものと受け止めております。 今後の先行海域における運用実績や選定結果は、檜山沖における制度設計にも影響する先例となりますことから、その動向を極めて重要な情報として注視してまいります。 檜山沖のスケジュールは、依然として見通しが立ちにくい状況が続いておりますが、長らく懸案であった制度の抜本的な見直しが具体的な形で前進したことは、事業実現に向けた確かな一歩であると受け止めております。

	今後も、国の動向を注視しつつ、関係自治体等とも連携しながら、早期実現に向けて必要な働きかけを行ってまいります。 2点目と3点目については、関連する事項でありますことから、一括してお答えいたします。 まず、現在の電力の流れを整理しますと、町内で生まれた風力発電の電力は、大手電力会社の送配電網に流れ、その電力を町内の住民や事業者が改めて購入するという構造になっております。地域で電力を生み出しながら、その恩恵が地域に直接還元されにくい構造を変え、地域で生まれた電力を地域で使い、その対価を地域経済の中で循環させることこそが、再エネ地産地消の本質であると考えております。 一方で、風力発電は、初期投資や系統接続コスト等を踏まえますと、地産地消に取り組むことによって直ちに電気料金が下がるというものではなく、発電量の変動への対応や送配電網の利用など、様々な技術的・制度的課題を乗り越える必要があります。 また、本町の電力消費量は、町内陸上風力発電の一基から二基分に相当する規模に過ぎず、檜山沖洋上風力発電の規模は本町の消費量をはるかに超えるものであります。本町にとっての地産地消とは、町内消費量に見合った規模の再エネ電力を、いかに地域内で調達・供給・循環させるかという視点で考えることが重要であります。 こうした課題を現実的に解決する枠組みとして、本年3月27日に北海道ガス株式会社と連携協定を締結いたしました。同社は、再エネ電力の調達・供給・制度活用に関する豊富なノウハウを有する事業者であり、この協定は様々な課題を克服するための具体的な手法と考え方を本町にもたらすものと考えております。 さらに、上ノ国町、北海道ガス株式会社及び電源開発株式会社の三者による基本合意を別途締結しており、電源開発株式会社が運営する町内既存陸上風力発電所の電力を北海道ガス株式会社が調達し、町内公共施設へ再エネ電力として供給する仕組みが具体的に動き始めております。 まずは公共施設から着手し、採算性やリスク、実施体制等を整理しつつ、段階的に町内事業者や一般家庭へ展開していくスキームの実現を目指してまいります。また、こうした再エネ電力供給の枠組みを発展させる中で、蓄電池やEVを組み合わせた防災拠点の整備についても併せて検討を進め、平時における再エネ地産地消と災害時におけるレジリエンス向上を同時に実現する仕組みの構築に努めてまいります。
質問 4	S N S 時代に対応した危機管理マニュアルの整備状況について
	1点目、近年、行政情報や噂がSNSで瞬時に拡散し、住民の不安を増幅させる事例が全国で発生しております。上ノ国町では「SNSでの情報拡散を前提とした危機管理マニュアル」を現在どのように整備しているのか、その有無と整備している場合はどの範囲まで対応しているのか、お示しください。 2点目、次にSNS上で誤情報や風評が拡散した場合の初動対応について伺います。 災害、クマの出没、職員不祥事等、SNSで不確実な情報が広がった際、どの部署が主導し、だれが判断し、どのような初動対応を行うのか。この指揮系統と対応フローが明文化されているか伺います。

3点目、町公式SNSアカウントの運用ルールについて伺います。

平時と緊急時で、発信内容や承認フロー、誤情報訂正の手順等は明確に定められているのか、特に緊急時には「何分以内に」「どのレベルの情報を」発信するのか、その基準をどのように設定しているのか伺います。

4点目、職員や関係機関のSNSリテラシー研修について伺います。

SNS時代の危機管理では、職員個人の不用意な投稿が行政リスクとなるケースも多くみられます。上ノ国町として、職員、学校、消防、委託事業者などを含めたSNSリテラシー研修を実施しているのか、実施している場合はその頻度と内容を、実施していない場合は今後の方針を伺います。

5点目、他自治体の先進事例の活用についてですが、道内外では、SNS誤情報対策や、緊急時専用ページいわゆる「ダークサイト」の整備など新しい危機管理手法が広がっております。町として、こうした先進事例を調査し、危機管理マニュアルの更新に反映する取り組みを行うべきと考えますが、所見を伺います。

答弁▼町長

SNSの普及に伴い、不確実な情報や根拠のない風説が瞬時に拡散し、地域社会に混乱を招くリスクが高まっていることにつきましては、本町におきましても危機感を持っているところであります。

1点目についてですが、SNSでの情報拡散を前提とした危機管理マニュアルは整備しておりませんが、現状では国や先進自治体の対応マニュアル等を参考としつつ、正確な情報発信に努めるとともに、個別の事案ごとに状況を判断し、誤情報の打ち消し等に対応しているところであります。

2点目についてですが、一連の対応の流れを具体的に記した専用の規定やマニュアルとしての明文化には至っておりません。しかしながら、実際の有事における対応体制といたしましては、事案の規模や内容に応じて、町長である私の指揮のもと、危機管理及び情報発信の統括部署である総務課が主導し、関係課と緊密に連携して事実関係の確認を行う体制を整えております。

3点目についてですが、発信内容の切り替えや誤情報の訂正手順等に係る具体的な数値基準や詳細な運用ルールについては、一律に明文化した基準は定めておりません。緊急時における情報発信は、迅速性が求められる一方で、誤った情報や不完全な情報を発信してしまった場合には、かえって住民の皆様の不安を煽り、社会的混乱を招く危険性があります。

そのため、本町におきましては、情報の正確性を重視し、関係部署及び関係機関との間で事実確認と情報の精査を行った上で、確認が取れた確実な情報から順次発信していくこととしております。なお、確認中であっても、住民の安全確保のために必要な注意喚起など、発信可能な情報については、迅速に発信できるよう努めてまいります。

4点目についてですが、学校、消防、委託事業者といった関係機関を一堂に集めた形での合同研修や、町が直接主催するリテラシー専門の研修は、実施しておりません。しかしながら、町職員個人を対象とした取組みとして、SNSリテラシーの根幹をなす情報セキュリティに関するリモートラーニング研修を毎年実施しており、今後も継続してまいります。

5点目についてですが、災害時や重大な危機管理事態において、行政が発信する正確な情報へ住民の皆様がいつでも確実にアクセスできる環境を整えることは、不安の解消や迅速な避難行動に直結する、重要な要素であると認識しております。

	議員ご提案の「ダークサイト」につきましては、大規模な災害の発生時や予期せぬアクセス集中、さらにはサイバー攻撃等によって自治体のホームページがダウンするリスクを回避するため、画像等を排した文字中心の軽量の「緊急時専用ページ」へと切り替えるものであり、有効な危機管理手法の一つであると承知しております。 近年、道内外の自治体においても、多様なデジタル技術を活用した情報発信のバックアップ体制の確保が進んでおり、これは本町にとっても重要な課題であります。 町といたしましては、今後の危機管理マニュアルの策定及び既存の地域防災計画等の更新にあたり、ダークサイトの導入事例や、SNS上の誤情報・風評被害に対する他自治体の先進的な対応手法などについて、道内外の事例を調査・研究してまいりたいと考えております。 その上で、本町の情報インフラの規模や財政負担、運用の実効性なども十分に勘案しながら、有事の際にも機能する強靱な情報発信体制の構築に向け、マニュアルへの反映及びシステムのあり方について、検討を進めてまいります。
質問 5	「洋上風力人材育成コンソーシアム」発足と檜山沖洋上風力事業について
	檜山沖洋上風力発電事業が昨年7月国の促進区域に指定され、洋上風力発電の導入が身近に現実味を帯びてまいりました。こうした中、北海道大学を事務局とし、道内外の産学官金が連携する「洋上風力人材育成コンソーシアム」が発足したとの報道がありました。このコンソーシアムは、洋上風力の導入・運搬・保守、さらには地域共生まで含めた人材育成を体系的に進めるものであり、檜山地域にとっても大きな転機となる可能性があります。 そこでお尋ねをいたします。 1点目、上ノ国町としてこのコンソーシアム発足をどのように受け止めているのか伺います。 2点目、人材育成と上ノ国高校の活用について伺います。 洋上風力の普及には、建設・保守・環境調査・合意形成等、多様な専門人材が必要とされています。今回のコンソーシアムは、大学だけでなく企業・金融機関・自治体が連携し、体系的な教育プログラムを構成する点が特徴であります。上ノ国高校は「地域みらい留学」等により外部からの生徒受け入れにも積極的であり、洋上風力の教育プログラムと連携できれば、町の教育資源として大きな価値を持つと考えられます。上ノ国高校と連携した洋上風力関連の教育プログラムの導入可能性について、町の考えを伺います。 3点目、地元企業の参入と産業振興について伺います。 洋上風力の導入により、建設・港湾利用・保守点検・環境調査など多岐にわたる業務が発生します。これらの一部は地元企業が参入可能な領域であり、地域経済の活性化につながる可能性があります。しかし、専門知識や安全研修（GWO等）が必要なため、町の支援がなければ地元企業の参入は困難な面もあります。例えば必要資格の取得支援・研修費用の補助・企業向け説明会の開催・北大や企業とのマッチング等、町として取り組むべき支援策についての所見を伺います。

4点目、漁業との共生と町主導の調全体制について伺います。

洋上風力の導入において、漁業との調整は最も重要な課題の一つであります。今回のコンソーシアムでも「地域共生」「合意形成」が教育内容に含まれており、科学的根拠に基づく調整能力を持つ人材育成が進められています。檜山沖の洋上風力は漁業との共生が鍵であり、町としても主体的な関与が必要です。漁協・町・事業者が協働する「地域共生会議」のような場を町主導で設置する考えについて伺いをいたします。

答弁▼町長

一点目についてですが、北海道大学を事務局として設立された「北海道洋上風力人材育成コンソーシアム」は、洋上風力人材育成の推進、地域経済の活性化、持続可能な社会の実現を目的として、産学官金が連携する人材育成プラットフォームであると認識しております。

同コンソーシアムでは、教育プログラムの開発・実施、産学官金連携の促進、情報の収集・発信・共有、会員相互の交流促進が主な活動として掲げられており、HOKKAIDO洋上風力産業推進ネットワークとも連携した人材マッチングが行われる予定であると承知しております。

会員区分を確認いたしますと、地方自治体は「特別会員」として位置づけられており、本町も特別会員として参画できる枠組みとなっております。現時点では加入には至っておりませんが、檜山沖洋上風力という地域最大級のプロジェクトを本町単独ではなく、道南全体で支えていくという観点から、同コンソーシアムの取組内容や参画による効果を見極めつつ、近隣自治体とも情報共有を図りながら、特別会員としての加入について前向きに検討してまいります。

2点目についてですが、前回議会においてご答弁申し上げたとおり、檜山沖洋上風力発電事業を契機に、若者や漁業者にとって新たな就業機会が生まれることが期待されており、本町としても訓練施設の整備や人材育成の取組に積極的に関与していく考えをお示ししたところであります。

その後の動きとして、北海道電力株式会社が江差町内に陸上訓練施設を、函館市内に海上訓練施設を整備する方針を示すなど、道南全体で訓練体制を構築する流れが具体化しつつあります。あわせて、本町では上ノ国高校における風力発電に関するカリキュラムの創設や、小中学校での再生可能エネルギー等に関する授業の実施について検討を進めており、初等中等教育の段階から、洋上風力やエネルギーに触れる機会を広げていきたいと考えております。

令和9年度から導入予定の「地域みらい留学」と組み合わせることで、こうした風力関連教育が、全国から生徒を呼び込む本町の強みとなり得るものと考えております。今後は、上ノ国高校だけで完結させるのではなく、道南地域の高校、専門学校及び大学がそれぞれの役割を担いながら、コンソーシアム等の動きも活用して、基礎教育から専門的な技術訓練まで一体的な人材育成の流れを構築していけるよう、関係機関との連携を図ってまいります。

3点目についてですが、洋上風力の導入に伴い、建設、港湾利用、保守点検及び環境調査など多岐にわたる業務が長期的に発生することから、地元企業にとっても大きなビジネス機会となり得る分野であると認識しております。一方で、安全資格の取得や専門知識の習得が参入要件となるケー

スも多く、個々の企業が単独で対応するにはハードルが高い面もあるものと承知しております。

ご質問にありました資格取得支援、研修費用の補助、企業向け説明会の開催、北海道大学や事業者とのマッチングといった支援策については、いずれも地元企業の参入促進に向けて重要な取組であると認識しております。しかしながら、これらは本町のみで取り組むべき性質のものではなく、檜山管内の近隣自治体や関係機関が連携し、役割分担を図りながら、広域的な視点で取り組むことが適切であると考えております。

このため、近隣自治体と連携・協力しながら、支援策のあり方について広域的な観点から検討してまいりたいと考えております。また、現在進められているコンソーシアムの取組や、今後選定される事業者との協議も活用しながら、地元企業が参入しやすい環境づくりに向けて、必要な支援策を段階的に検討してまいります。

4点目についてですが、漁業との共生は、檜山沖洋上風力発電事業の成否を左右する最重要課題であり、地域の基幹産業である漁業を守ることは、本事業推進の前提条件であるとの認識に変わりはありません。

現在、檜山沖洋上風力に関しては、副町長をはじめ関係職員で構成される「北海道檜山沖における地域検討部会」を通じた協議に加え、法定協議会である「北海道檜山沖における協議会」に構成員として参画し、漁業関係者を含む幅広い関係者との情報共有、意見交換及び協議を重ねているところであります。

こうした既存の枠組みが機能していることから、現時点では町が主導する新たな協議組織を直ちに別途設置する考えはございません。一方で、今後の事業の進捗に伴い、漁業との共生に関するより専門的・具体的な議論が必要となる場面においては、テーマに応じた専門部会の設置など、必要に応じて協議の場を柔軟に拡充してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、漁業者、町及び事業者が継続的に対話できる体制を確保しながら、丁寧な合意形成に努めてまいります。

再質問

北海道洋上風力人材育成コンソーシアムについては、まだ諸に就いたばかりであります。上ノ国町にとっても、また、檜山管内にとっても恩恵ポイントがたくさんあるのではないかと、そのように思います。

先ほど申し上げたように、上ノ国高校のみらい留学とも親和性がこれは非常に高く、北大、企業、自治体が連携した研修資格取得支援により、地元で働ける、稼げる仕事生まれるのではないかと、そのように大きな期待が沸いております。

また、日本海側洋上風力の拠点化が進む中、設備、保守、そして港湾物流環境調査など、地元雇用が直接発生するということでもあります。大規模自治体より意思決定が早く、上ノ国町のような自治体にとっては、その大規模自治体よりも意思決定が早く行われるということと、北大企業との連携協定や実証フィールド提供が迅速に可能になるということでもあります。

町単独では難しい高度人材育成を外部資源で補完できます。町の負担を最小化しつつ最大の効果が得られるわけでもあります。

洋上風力人材育成コンソーシアムの発足を上ノ国町の人口減少対策、高校存続、産業振興、漁業との共生の4つの課題解消につなげるため、町と

して総合的な戦略を策定すべきと考えるものでありますが、町長の所見をお尋ねをいたします。

答弁 ▼ 政策推進室長

檜山沖の洋上風力はかなり大きな規模で、当然管内にとって一番最大級の事業がありますので、誰も経験したことのない事業が展開するであろうと思っております。

そのような枠組みコンソーシアムも活用しながら取り組んでいきたいと考えておりますし、一町の規模で当然なし得る規模のものではないというふうに認識しております。

今後、その洋上風力を町として活用するためにはですね、先ほど申したとおり、今回、補正予算の方にも計上しておりますけども、町のエネルギービジョン的な部分の計画策定というのにも取り組もうと考えておりますので、その点を含めながら今後検討してまいりたいと思っております。

質問 1 町財政の健全化について

令和 8 年の予算編成に当たり、新聞報道によると多くの自治体で財政状況が厳しく予算編成に苦慮し、議会を延期した自治体もありました。本町においても需用費が増加する中、公債費比率が上昇し、この 5 年間で 4 ポイント増加するなど、財政の硬直化が懸念される状況となっております。令和 6 年度末時点で住民一人当たりの地方債残高は 217 万円となっており、令和 7 年度決算見込みでは基金残高 41 億円、地方債残高 96 億円となっております。このペースでいくと、予定されている事業や住民サービスができなくなってしまうことも想定されます。町長は今後 4 年間、町の舵取りをされることとなりますが、財政の健全化についてどのようにお考えかお伺いします。

答弁 ▼ 町長

本町の財政運営は、公共施設の老朽化対策、公営住宅中崎団地建替事業及び和人とアイヌの山城ミュージアム整備事業などが予定されており、今後も需用費の増加や公債費比率の上昇が見込まれることから、大変重要な局面にあると認識しております。

最新の令和 7 年度における決算見込みでは、基金残高が 46 億円、地方債残高が 96 億円となり、現時点で直ちに財政運営が立ち行かなくなる状況ではないものの、このままの財政運営を継続していくと、今後予定している事業の実施や、住民サービスにも影響が出る恐れがあると危機感を持っております。

そのため、歳入面ではふるさと納税の推進、洋上風力発電関連産業の誘致や企業誘致等による税収増を図りながら、持続可能な町財政の構築を目指してまいります。

また、歳出面では、公共施設マネジメント、起債発行の抑制、事業の平準化、経常経費の見直しなどに取り組むとともに、事業の必要性や効果を見極めながら優先順位を明確にし、将来の世代に過度な負担を残さないよう、財政の健全化に取り組んでまいります。

再質問

先の一般質問の川島議員の質問の中で、町長の苦しい胸の内を明かしましたので、あんまりここでは申し上げませんが、私も平成 13 年にちょうど自立プランつくった時代からおりますので、いろんなそういう状況察してますので、あえてあんまりそこには入らないようにしてましますけれども、今、答弁の中でふるさと納税の増加とか、今の洋上風力関係の関連産業の誘致などで税収を増やしていくこととありますけれども、これは、ふるさと納税はとくに、一時、1 億円を超えたことありましたが、近年はずっと下であります。なかなか一長一短に増やせる状況でないで、それはそれなりに努力していただきたいと思います。

風力発電だって、我々はバラ色に見えてるんですけども、なかなか国の

電力政策の関係も変わってきてますし、そういう中で、まだ不確定な要素がある中で、やっぱりそれに向けてのまずそこはがんばっていただきたいと思います。

それとは別に事業の見直しを言われましたけれども、私はまず、事業の見直しを一番手っ取り早い方法でやっていただきたいと思います。2、3例に挙げたいんですが、これは通告してませんから答弁する必要ありませんけども、特に栽培漁業センター。あれはかなり金かけてるわりに、今年の予算で7千万ほど予算してます。その中で、地方債が一番比率大きいんで、やっぱりそういうの見直してほしいと思います。とくに、あの施設ではアワビの中間育成、その他ウニとかバカ貝やってますけれども、金額にして大した金額でないんです。100万円台しか上がってないんです。種苗購入から売った代金プラスマイナスすると。そういう中でやっぱり、やめれということじゃなくて、それを見直してそのアワビを違う方法で漁業者に供給できないか。やっぱりそれは政策室とかあたりでもちょっと議論して進めていただきたいと思います。

それと例えば、プールなんかでも二つあります。河北プール、上ノ国プール。

今、当時の状況から見ると子どもたちも減ってます。もちろん大人も減ってますけれども、そういう中で、一つにしたら半分の経費で収まると思うんです。やはりそれは、父兄なり地域に理解してもらって、やっぱりそういうの進めていかないと一般財源から出してるもんですから、なかなか改善していかないと思うんです。

そして一番大きい出張所の問題です。これもずいぶん出張所で苦労しましたけれど、当時、23年前からすると、かなり当時の人口たしか7千超えてました。今、国調で4千人程度です。その中で、だいぶ話するとわかると思うんですが、やっぱり両出張所を廃止して、事業はやめるんでなくて、例えば収納は郵便局なんかでもできますけれども、できない人のために一人の職員を例えば午前中に山方面、午後海方面というようなそういう要望に応えるような仕組みをつくってやれば、人件費も施設の維持管理費もかなり縮小できると思うんです。

ですから、そういうふうな感覚で各事業をやっぱり見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答弁 ▼ 町長

今、3点ほど話しました。それは単なる一つの例だと思います。

今、片石議員言われたとおりですね、当然ながら我々も見直しが当然必要だと思います。それは真摯に受け止めたいと思います。ただ一つはですね、そういいましても、行政ですから効率的ばかり考えたら、人情だとか様々絡みます。

なに今まで人数少なくなればもう、投げられるのかとかですね、そういう感情もありますんで、そこら辺は踏まえた中でですね、私はもう一度、まあ実は、前に副町長と二人でもう一度自立プランやる時期が来るだろうなっていう話は正直してます。そういうものも切り込んでいかなきゃならないなと思っています。

ただ一つ言えるのは、今の、一つあります。アワビの関係もですね、私たちは、今までここで何回も議員のみなさんにやられました。なぜやるん

	だ。なぜやるんだって。ただ、それも今、努力しながらやってですね、今回の補正予算でも出しましたけど、その方向性が見えてきたもんですからなんとかやりたいと。とくにですね、私が自立プランしたときに、上ノ国の漁業は当時7億5千万でした。それを、倍の20億にすると行ったんですけど、最終的に2億になりました。オホーツク行ったら前に言いました。湧別の組合長が私100億です。佐呂間も100億ですとスケールが違います。残念ながらこれは漁師の原因でなく、やはりあくまでも気候変動です。そう言いながら、うちの町では、漁業も農業も零細です。じゃあ、なぜその零細に力を入れるかということですね、皆さん知ってるとおり自給率です。今、いろんな形でイランとアメリカありました。油が入ってこなくなりました。日本という国は資源がないんです。ですから、万が一なにかあってきて食料がなくなったら困ります。うちの町の自給率は159パーセントです。日本全体38パーセント。北海道の町村はですね、916パーセント。オホーツク、十勝含めると。 ですが、そう言っても我々自給率を、国の一つのあれは単位ですから、それは投げるわけにいかないんです。ですから、同じ見直しするにしても様々な観点から見直して、ただ、効率性だけで見直すということはしないと思っています。 当然、そういう場合は議会の皆さんと一緒に話をしながらですね、やっていかなきゃだめだと思っています。ですから、そのときはまた皆さんの力を借りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
質問2	空き家対策に発想の転換を
	町内には空き家が年々増加しており、特定空き家には解体に助成制度がありますが、除却が進まないように思われます。国も2043年には住宅の4分の1が空き家になるとして、従来の新築を購入する場合だけの各種補助金を、中古住宅の活用に向けた取り組みにすべきとしています。本町においても年数の経っていない、グレードの高い住宅がかなり見受けられます。そこで、発想を変えて、空き家を購入される人に助成を行い、空き家を解消して人口減少の抑制や、税収入の増加を図るべきと考えますが如何か町長のお考えをお伺いして、1回目の質問を終わります。
	答弁 ▼ 町長
	空き家対策につきましては、老朽化した危険な空き家の除却だけでなく、まだ利用可能な空き家を住宅として活用していく視点が重要であると認識しております。 本町におきましても、築年数が比較的浅く、状態の良い住宅が空き家となっている事例も見受けられます。こうした住宅を有効に活用することは、空き家の解消はもとより、移住・定住の促進、人口減少の抑制、本町に関わる関係人口の創出・拡大等の観点から、一定の効果が期待できるものと考えております。 本町では、国の空き家対策総合支援事業を活用した空き家改修のための補助制度を創設し、本定例会に補正予算を計上しているところであります。補助の内容といたしましては、地域の活性化及び空き家の利活用を図るため、町内にある空き家の改修費用の一部を助成するものであります。

空き家を購入される方への助成につきましては、有効な施策の一つであると考えますが、対象となる空き家の要件、購入後の居住条件、新築住宅を取得される方との公平性、既存の改修補助制度との整理などを踏まえ、慎重に検討する必要があるものと考えております。

今後につきましても、空き家バンク等による物件情報の把握・発信、所有者と利用希望者のマッチング、地域活性化起業人や空家等管理活用支援法人との連携を図りながら、国や北海道の制度、先進自治体の事例等を参考にしながら、本町にとって効果的な空き家対策について、引き続き情報収集と検討を行ってまいります。

再質問

空き家はなかなか一生懸命やってるんですけど解消しない。そういう中で、国もずいぶん頭を悩ませているような状況ですけども、答弁にありましたように面倒な問題あります。特定空き家と整合性等いろいろあるんですが、解体する空き家と同じ助成するにしても、解体するのはその後、固定資産税入ってきませんけども、利活用する空き家には固定資産税なるものは入ってくるんで、やっぱり別だと思うんです。性質が。同じ金出すにも片方はいきていくし、片方はそこでなくなってしまうから。ですから、大変難しい問題なんだけども、その辺のクリアさせて、やっぱり国に先駆けて政策をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

答弁 ▼ 総務課長

今、片石議員言うように解体した場合は、建物、固定資産税なくなりますので、税金なくなってくると。ただ、建物として残っていれば、そのまま継続して固定資産税かかっていくので、それはやっぱり住居として活用していった方がいいというお話も、当然ご理解できます。

答弁の方にも記載させていただいたんですけども、まず、中古住宅の購入費補助金という形、前にですね、補正予算に定例会に予算計上させていただいたんですけども、建物の、空き家を改修するための費用の一部を助成するというので、今回、予算計上させていただいております。

町の方としましては、まずは、そういった地域の活性化ですとか、コミュニティ維持のために活用されるための、空き家住宅改修するためのそういった補助制度の方に、ちょっと今力を入れて、まずは進めていきたいなというふうに思っておりますので、そういった形でご理解いただければなというふうに思っております。